

令和8年度版

くらしの
案内

～シルバー編～



©水木プロ

調布市福祉健康部
高齢者支援室高齢福祉担当

はじめに

調布市では、高齢者にとって住みよいまちづくりを目指して、介護保険制度のみならず、介護保険以外のサービスを含めた、様々な高齢者を対象とした総合的な内容のサービスを実施しています。

この「くらしの案内～シルバー編～」は、調布市が介護保険制度とは別に、調布市が独自に行っているサービス（一般施策）を中心に掲載しています。

本書に掲載されている調布市独自のサービスを利用するにあたっては・・・

1 介護保険制度が優先です

介護保険制度は、全国統一の基準により介護保険サービスを提供するものです。そのため、介護保険サービスは、一般施策サービスに優先します。

2 一般施策のサービスを利用する場合でも、原則として介護保険制度の申請が必要です

一般施策サービスは、介護保険制度を補完することが目的です。介護保険制度の対象とならない方及び介護保険制度で対象とならないサービスを対象としています。

※総合事業の事業対象者の方も、一般施策サービス利用希望の場合は、介護保険制度の申請が必要です。

本書が、少しでも皆さまにお役に立つサービスの提供へとつながれば幸いです。本書をご活用いただき、住み慣れた地域で安心して生きがいをもって暮らし続けていただけるよう願うものです。ご不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

※ 本冊子は、令和8年4月時点の情報を掲載しています。
最新情報は、各担当課でご確認ください。

令和8年4月

調布市福祉健康部高齢者支援室高齢福祉担当

介護保険・一般施策サービス利用までの流れ

介護保険申請

- ・市役所 2 階 介護保険担当窓口
- ・地域包括支援センター（申請代行）
- ・居宅介護支援事業者（申請代行）

介護保険制度に関する詳しいご案内は、高齢者支援室で配布している「ハートページ」をご覧ください（市ホームページからもご覧いただけます）。

認定調査・意見書

認定調査—調査員が自宅等を訪問し、全国共通の基準により、心身の状態を調査します。

意見書—市から主治医の先生に、病気の状態などをまとめた医学的な見地からの意見書の作成を依頼します。

認定審査

調査内容や意見書などをもとに、どのくらいの支援や介護が必要であるかを審査判定します。

認定結果

要介護の方

- * 介護保険サービス
- * 一般施策サービス

要支援の方

- * 介護予防サービス
- * 総合事業
- * 一般施策サービス

非該当の方

- * 総合事業

（基本チェックリストにより
事業対象に該当した場合）

- * 一般介護予防事業
- * 一般施策サービス

一部の一般施策サービスは介護保険未申請の方もご利用いただけます。

（P95 参照）

目 次

相 談 窓 口

調布市の相談窓口	1
調布市役所	
地域包括支援センター	
成年後見制度に関する窓口相談	
消費生活センター	
ちょうふ在宅医療相談室	
調布市社会福祉協議会	



各種相談窓口	10
医療情報ネット(ナビイ)	
若年性認知症総合支援センター	
東京消防庁テレホンサービス「救急相談センター」	
東京都福祉保健局「患者の声相談窓口」	

その他の各種相談窓口	12
高齢者安心電話相談	
認知症てれほん相談	
高齢者職業相談	
地域福祉コーディネーター	
地域支え合い推進員	

見守りサービス

調布市見守りネットワーク「みまもっと」	14
---------------------	----

医療と健康管理

高齢者医療	16
特定健診及び後期高齢者健診	18
各種がん検診等	19
訪問歯科診療	20
入浴券の交付	21
ワンコイン入浴券の交付	22
もの忘れ予防検診	23

生きがい・趣味活動

市民活動(ボランティア・NPO活動)	24
シニアクラブへの加入	25
シニアクラブ名簿	26
趣味のサークル, 生涯学習活動	27
総合体育館・調布小学校	
プール使用料の減額	28
公園の清掃等協力者に対する支援	29
ボランティア袋の交付	29
図書館資料の宅配サービス	29

祝福の事業

敬老金	30
最長寿者訪問	30

交通機関の利用



シルバーパス	31
--------	----

施設の利用

総合福祉センター	33
老人憩の家	35
ふじみ交流プラザ	36
地域福祉センター	37

ひとり暮らしの方のために

ほのぼのの電話訪問	41
-----------	----

食事サービス

配食サービス	41
--------	----



通所サービス

ふれあい給食	42
高齢者会食	43
通所入浴	43

介護予防サービス

介護予防事業	44
10の筋カトレーニング	46



訪問サービス

高齢者訪問理美容サービス	47
友愛訪問員の派遣	47

移送サービス

ショートステイ送迎費助成	48
車椅子福祉タクシー	49





機器・介護用品

緊急通報システム	51
人感センサー安否通報システム	52
認知症徘徊高齢者探知システム	52
おむつ代の助成	53
紙おむつの給付	54
紙おむつ組み合わせ表	55
日常生活用具の給付など	57
T字杖の給付	
日常生活用具の給付	
特殊寝台のレンタル	
救急医療情報キットの給付	58
寝具乾燥・丸洗い、水洗い	58
中等度難聴者補聴器購入費助成	59
車椅子の貸出し	59
特殊詐欺撃退「自動通話録音機」無料貸出	60



ごみ



指定収集袋(ごみ袋)の交付	61
おむつ袋の交付	61
ふれあい収集	62

すまい



住宅改修費の助成	63
バリアフリー適応住宅改修補助	64
家具転倒防止器具等取付事業	65
高齢者向け優良賃貸住宅(UR都市再生機構)	65
高齢者住宅(シルバーピア)	66
都営住宅(シルバーピア)	66
市営住宅	67
住まいぬくもり相談室	67
養護老人ホーム	68

貸付

生活福祉資金貸付	69
不動産担保型生活資金	69
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	70

その他のサービス機関

調布市シルバー人材センター	71
調布ゆうあい福祉公社	72
基本サービス・ホームヘルプサービス・食事サービス・	
一般相談・ちょこっとさん他	
調布市社会福祉協議会	74
小地域交流事業	
地域福祉権利擁護事業	
あんしん未来支援事業	
ひだまりサロン	



民間のサービス機関

東京民間救急コールセンター	84
福祉有償運送	85

その他

民生児童委員(社会福祉委員)名簿	86
市役所及びその他の関係機関一覧	89
調布市内の福祉関連施設分布図	93

介護保険の認定結果が…

非該当(自立)の方が	
利用できるサービス一覧	95
要支援1・2,要介護1~5の方が	
利用できるサービス一覧	96

索引(あいうえお順)

お役立ち情報誌のご案内

郵便等による不在者投票について

警察・消防からのお知らせ

本冊子は、令和8年4月時点の情報を掲載しています。最新情報は、各担当課でご確認ください。

高齢者の福祉相談窓口

調布市の相談窓口

(1) 調布市役所

高齢者支援室 高齢福祉担当

高齢者の福祉サービスについての総合相談窓口です。

【相談日時】 月～金曜日（土・日曜日，祝日，年末年始除く）

午前8時30分～午後5時

※相談員による相談は，午前9時～午後5時

【電 話】 042-481-7150

【相談内容】

- 介護保険サービスの利用について
- 福祉サービスの利用について
- 介護の方法に関することについて
- 保健福祉サービスのご紹介
- その他高齢者の福祉に関するご相談 等

【その他の業務】

- 介護保険外サービスの受付

まずはご相談ください。



高齢者福祉相談窓口

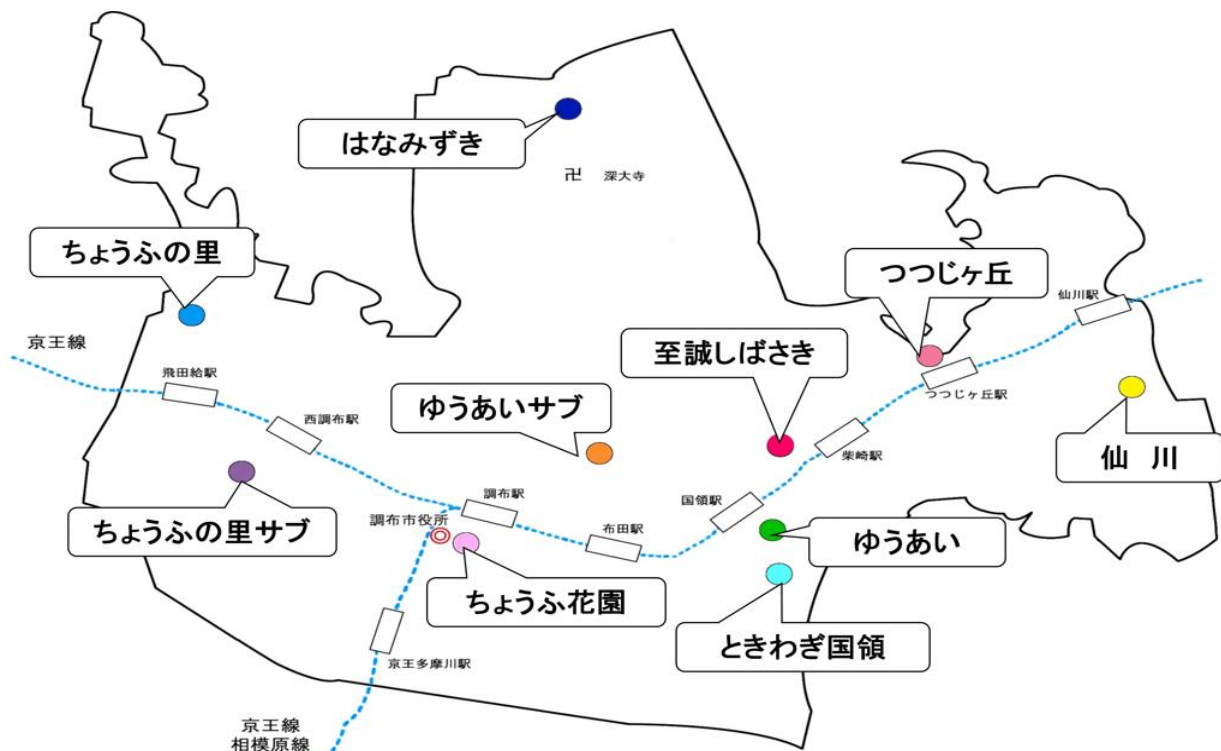
(2) 地域包括支援センター（サブセンター含む）（10か所）

高齢者の方やご家族の方が、福祉や介護に関する様々な相談ができる総合相談窓口です。開所時間外の緊急相談には、電話にて24時間体制でお受けします。地域包括支援センターまで出かけることが難しい場合には、お電話での相談や職員がご自宅に訪問することもでき、必要に応じて適切な専門機関をご案内いたします。

【様々なご相談をお受けします】

「ひとり暮らしが不安になってきた・・・」

「こんなサービスがあるって聞いたけど、どうしたら使えるの？」など、わからないことやお困りのこと、どこに相談してよいかわからない悩み事などについてもお気軽にご利用ください。



【こんなときにも・・・】

- ・ 高齢者虐待の早期発見・防止に努め、対応いたします。
- ・ 財産管理やさまざまな契約等、適切な判断が難しい方のための、成年後見制度や地域権利擁護等のご紹介や手続きのお手伝いをいたします。
- ・ 介護保険のご説明や各種サービスの紹介、要介護認定の申請代行などを行います。

【見守りネットワーク】（みまもっとP, 14・15）

ご近所の方、お友達が「最近様子が変わる」「元気がない」といったときは担当地区の地域包括支援センターへご連絡ください。調布市と連携をとりながら、対応いたします。

○地域包括支援センター早見表


町名	丁目	番地	包括
飛田給	全		ちょうふの里
上石原	全		ちょうふの里
富士見町	1		ちょうふの里
	2	1～10	ちょうふの里
		11, 12	ちょうふ花園
		13～23	ちょうふの里
3, 4		ちょうふの里	
下石原	1	1～9	ちょうふの里
		10～35	ちょうふ花園
		36～51	ちょうふの里
		52～62	ちょうふ花園
	2	1～38	ちょうふの里
		39～62	ちょうふ花園
	3	1～17	ちょうふの里
		18～27	ちょうふ花園
		28～50	ちょうふの里
		51～75	ちょうふ花園
小島町	全		ちょうふ花園
布田	1		ちょうふ花園
	2, 3		ゆうあい
	4		ちょうふ花園
	5, 6		ときわぎ国領
国領町	1～5		ゆうあい
	6, 7		ときわぎ国領
	8	1～4	ゆうあい
5～15		仙川	
染地	全		ときわぎ国領
多摩川	1～5		ちょうふ花園
	6, 7		ときわぎ国領
佐須町	1	1～14	至誠しばさき
		15～40	はなみずき
	2		至誠しばさき
	3	1～24	ゆうあい
		25～41	至誠しばさき
		42	ゆうあい
	4, 5		至誠しばさき
柴崎	全		至誠しばさき
町名	丁目	番地	包括

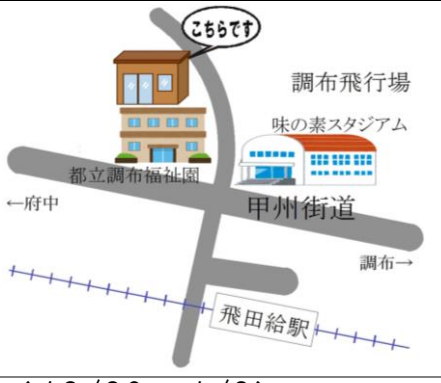
町名	丁目	番地	包括
菊野台	1	1～31	仙川
		32～35	つつじヶ丘
		36-1～3	至誠しばさき
		36-4～	つつじヶ丘
		37	至誠しばさき
		38-1	至誠しばさき
		38-2～	つつじヶ丘
		39 (国税寮1, 2)	至誠しばさき
		40, 41	至誠しばさき
	42～44	つつじヶ丘	
45～56	至誠しばさき		
	2, 3		仙川
	1, 2		つつじヶ丘
東つつじヶ丘	3	1～3	つつじヶ丘
		4, 5	仙川
		6～11	つつじヶ丘
		12～54	仙川
西つつじヶ丘	1	1～5	つつじヶ丘
		6～21	至誠しばさき
		22～39	つつじヶ丘
		40～58	至誠しばさき
	2	1～3	つつじヶ丘
		4	至誠しばさき
		5～27	つつじヶ丘
	3	28～30	至誠しばさき
		1～12	仙川
	4	13～38	つつじヶ丘
		1～13	つつじヶ丘
		14～28	仙川
		29～36	つつじヶ丘
37, 38		仙川	
39		つつじヶ丘	
40～52		仙川	
53～55	つつじヶ丘		
入間町	全		仙川
仙川町	全		つつじヶ丘
緑ヶ丘	全		つつじヶ丘
町名	丁目	番地	包括


○地域包括支援センター早見表


町名	丁目	番地	包括
野水	全		ちょうふの里
西町	全		ちょうふの里
若葉町	1	1～6	つつじヶ丘
		7～10	仙川
		11～28	つつじヶ丘
		29～46	仙川
	2, 3		仙川
調布ヶ丘	1		ちょうふ花園
	2		ゆうあい
	3	1～4	ちょうふ花園
		5～22	ゆうあい
		23～25	至誠しばさき
		26, 27	ゆうあい
		28～40	至誠しばさき
	4	41～44	ちょうふ花園
		45～74	至誠しばさき
			ちょうふ花園
深大寺元町	1		ちょうふ花園
	2	1～3	はなみずき
		4	至誠しばさき
		5～41	はなみずき
3～5		はなみずき	
深大寺北町	全		はなみずき
深大寺東町	1		はなみずき
	2	1～6	はなみずき
		7～9	至誠しばさき
		10～20	はなみずき
		21～24	至誠しばさき
	3, 4		至誠しばさき
5～8		はなみずき	
町名	丁目	番地	包括

町名	丁目	番地	包括
深大寺南町	1	1～12	至誠しばさき
		13	はなみずき
		14	至誠しばさき
		15～17	はなみずき
		18～20	至誠しばさき
		21-1～7	至誠しばさき
		21-8～20	はなみずき
		21-21～	至誠しばさき
		22	はなみずき
		23, 24	至誠しばさき
	25	はなみずき	
	2	1～14	至誠しばさき
		15～24	はなみずき
	3	1～6	はなみずき
		7～17	至誠しばさき
4		はなみずき	
	5	1～40	はなみずき
		41～43	至誠しばさき
44～57		はなみずき	
八雲台	全		ゆうあい
町名	丁目	番地	包括

① はなみずき		 <p>↑三鷹 東八道路 吉祥寺病院 こちらです 文 調布北高校 武蔵境通り 三鷹通り ↓調布</p>
深大寺北町 4 - 1 7 - 7 ☎ 0 4 2 - 4 4 1 - 5 7 6 3		
開所日時	月曜～金曜 午前 8 時 3 0 分～午後 6 時 土曜・祝日 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 (年末年始を除く)	
緊急電話相談	開所時間外・日曜・年末年始 (12/30～1/3) ※携帯電話に転送	

② ちょうふの里		 <p>こちらです 調布飛行場 味の素スタジアム 都立調布福祉園 ←府中 甲州街道 調布→ 飛田給駅</p>
西町 2 9 0 - 5 ☎ 0 4 2 - 4 4 1 - 6 6 5 5		
開所日時	月曜～金曜 午前 9 時～午後 6 時 土曜 午前 9 時～午後 5 時 (年末年始を除く)	
緊急電話相談	開所時間外・日曜・祝日・年末年始 (12/30～1/3) ※転送電話になります	

③ ちょうふの里サブセンター		 <p>中央自動車道 京王線 品川通り 上石原駅 こちらです 地域包括支援センター ちょうふの里サブセンター 第三小学校入口 新宿→</p>
上石原 2 - 1 1 - 3 1階 ☎ 0 4 2 - 4 4 4 - 5 1 5 1		
開所日時	月曜～金曜 午前 9 時～午後 6 時 土曜 午前 9 時～午後 5 時 (年末年始を除く)	
緊急電話相談	開所時間外・日曜・祝日・年末年始 (12/30～1/3) ※携帯電話に転送	

④ ちょうふ^{かえん}花園		 <p>シネマ 家電量販店 北口バスのりば 調布駅 新宿→ 南口バスのりば 保険会社 グリーンホール 総合福祉センター 文化会館たづくり 市役所 こちらです</p>
小島町 2 - 4 5 - 2 2 1階 ☎ 0 4 2 - 4 8 4 - 2 2 8 5		
開所日時	月曜～金曜 午前 9 時～午後 6 時 土・祝日 午前 9 時～午後 5 時	
緊急電話相談	開所時間外・日曜・年末年始 (12/30～1/3) ※携帯電話に転送	

⑤ ゆうあい		
国領町 3 - 8 - 15 くすのきアパート 5 - 109 ☎ 042 - 481 - 4973		
開所日時	月曜～金曜 午前9時～午後6時 土曜 午前9時～午後5時 (年末年始を除く)	
緊急電話相談	開所時間外・日曜・祝日・年末年始 (12/30～1/3) ※携帯電話に転送	

⑥ ゆうあいサブセンター		
八雲台 1 - 22 - 1 八雲台クリーンハイム 1階 ☎ 042 - 484 - 8011		
開所日時	月曜～金曜 午前9時～午後6時 土曜 午前9時～午後5時 (年末年始を除く)	
緊急電話相談	開所時間外・日曜・祝日・年末年始 (12/30～1/3) ※携帯電話に転送	

⑦ 至誠しばさき		
柴崎 1 - 6 - 8 鴨志田荘 2 - 1階 ☎ 042 - 488 - 1300		
開所日時	月曜～金曜 午前9時～午後6時 土曜 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)	
緊急電話相談	開所時間外・日曜・祝日・年末年始 (12/30～1/3) ※携帯電話に転送	

⑧ ときわぎ国領		
国領町 7 - 32 - 2 - 101 ☎ 050 - 5540 - 0860		
開所日時	月曜～土曜 午前9時～午後6時 (年末年始を除く)	
緊急電話相談	開所時間外・日曜・祝日・年末年始 (12/30～1/3) ※携帯電話に転送	

⑨ つつじヶ丘		
東つつじヶ丘 1-5-2 ☎ 03-5315-5400		
開所日時	月曜～金曜 午前8時30分～午後6時 土曜 午前8時30分～午後5時30分 (祝日・年末年始を除く)	
緊急電話相談	開所時間外・日曜・祝日・年末年始 (12/30～1/3) ※携帯電話に転送	

⑩ 仙川		
若葉町 2-22-2 (1階) ☎ 03-5314-0030		
開所日時	月曜～金曜 午前9時～午後6時 土曜・祝日 午前9時～午後5時 (年末年始を除く)	
緊急電話相談	開所時間外・日曜・年末年始 (12/30～1/3) ※携帯電話に転送	

(3) 成年後見制度に関する窓口相談（利用者サポート相談）

認知症高齢者や知的障害者，精神障害者など判断能力の不十分な方が，財産上の権利を侵害されるのを防ぎ，適切な福祉サービス等を利用できるよう「成年後見制度の利用相談」や「権利擁護に関する相談」に応じます。また，多摩南部成年後見センターが提供する成年後見事務（法人後見，後見監督，専門職及び市民後見人の紹介等）のご案内も行っております。

なお，多摩南部成年後見センターの利用に当たっては，必ず利用者サポート相談窓口（福祉総務課）に事前にお問い合わせください（直接，多摩南部成年後見センターに利用の申込みをすることはできません）。

【相談日時】 月曜日～金曜日（土・日曜日，祝日，年末年始除く）

午前9時～午後5時

【問合せ窓口】 福祉総務課 ☎042-481-7323

【多摩南部成年後見センターとは？】

多摩南部成年後見センターは，親族など身寄りがない方や経済的な理由により成年後見を受けることが困難な方に対し，成年後見事務を提供することを目的として，調布市，日野市，狛江市，多摩市，稲城市の5市により設立，運営されております。

○所在地 調布市小島町3-69-2 第一荒井麗峰ビル2階

○ホームページ <http://www.kouken-center.or.jp>

(4) 消費生活センター

「身に覚えのない請求を受けた」「契約を解除したい」「借金が重なり生活が苦しい」などの相談，その他商品やサービスに関する事など消費生活全般についての相談，疑問や苦情を専門の相談員が受付けています。

ご高齢の方の在宅を狙った電話勧誘や訪問販売，詐欺的な投資話などの消費者被害があとを絶ちません。悪質商法の被害にあったり製品の不具合が原因で被害にあったりした時には，ひとりで悩まず消費生活センターをご利用ください。

【対象】 市内在住・在勤・在学の方

【相談日時】

曜日	午前	午後	業務内容
月曜～金曜	9時～12時	1時～3時30分	電話相談
		1時～3時	来所相談 (予約制)
第2土曜	9時～12時	—	電話相談

※祝日，年末年始はお休みです。

※来所相談は，事前にお電話での予約をお願いします。

【窓口】 消費生活センター 市役所3階（入り口2階）

【相談・予約電話】 042-481-7034

(5) ちょうふ在宅医療相談室

病院からの退院を前に，あるいは通院が困難になった際に，訪問診療（往診）のできる医療機関を紹介いたします。

また，在宅医療全般に関する相談・お問い合わせを承ります。

【相談日時】 月曜日～金曜日（土・日曜日，祝日，年末年始除く）
午前9時～午後5時

【窓口】 調布市医師会 小島町3-68-9
☎042-480-2751



(6) 調布市社会福祉協議会

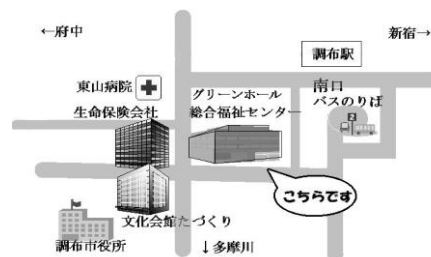
① 福祉相談

福祉全般に関する相談を受付けます。内容に応じて，適切な機関やサービスの紹介を行います。

【相談日時】 月～金曜日
午前9時～午後4時

【場所】 総合福祉センター 1階

【電話】 042-481-7693



② その他の相談

- ・地域福祉権利擁護事業相談（P，75）
- ・貸付に関する相談（P，69・70）

■ 各種相談窓口

(1) 医療情報ネット（ナビイ）

全国の病院・診療所・歯科診療所・助産所/薬局を探せます。

【ホームページ】 <https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp>

【電話】 0570-000692

休日夜間対応医療機関を電話で確認できます。

(2) 若年性認知症総合支援センター

専門の若年性認知症コーディネーターが、ご本人やご家族から多岐にわたる相談に対しワンストップで対応します。

東京都多摩若年性認知症総合支援センター

【電話】 042-843-2198

【相談日時】 月～金曜日、午前9時～午後5時

(3) 東京消防庁テレホンサービス 「救急相談センター」

急な病気やケガをした場合に「救急車を呼んだほうがいいのかな?」「今すぐ病院に行ったほうがいいのかな?」など迷った際に、症状に基づく緊急性の有無や受診の必要性のアドバイス、医療機関案内など、相談医療チームが24時間年中無休で対応しています。

【電話】 #7119（携帯電話、PHS、プッシュ回線）

042-521-2323（多摩地区）

(4) 東京都保健医療局「患者の声相談窓口」

都内の医療機関で行われている医療に関する問題を自ら解決するための助言等を行い、患者と医療機関等との信頼関係の構築を支援します。

① 東京都医療安全支援センター「患者の声相談窓口」

電話による相談を原則としています。（原則30分以内、主として病院の医療に関する相談）

【電話】 03-5320-4435

【相談日時】 月～金曜日

午前9時～正午、午後1時～5時

（土・日曜日、祝日、年末年始除く）

② 多摩府中保健所医療安全支援センター「患者の声相談窓口」

多摩府中保健所管内6市（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市）の地域にお住まいの方からの医療に関

するご相談，また，対象地域に所在する診療所等に関するご相談をお受けします。

電話による相談を原則としています。（原則30分以内，主談として診療所等に関する相談）

【電 話】 042-362-4691

【相談日時】 月～金曜日 午前9時～正午，午後1時～5時
（土・日曜日，祝日，年末年始除く）



■ その他の各種相談窓口

(1) (公社) 東京社会福祉士会 「高齢者安心電話」

高齢者やご家族の心配事，悩みごとに対して情報提供を主として電話による相談サービスを実施しています。

【電話】 03-5944-8640

【相談日時】 午後7時30分～午後10時（年中無休）

(2) (公社) 認知症の人と家族の会 「認知症てれほん相談」

認知症に関する知識や介護の仕方などなんでもお尋ね下さい。また，介護のグチや悩みを思う存分話して下さい。経験者が丁寧にお聞きします。

① 本部

【相談日時】 月～金曜日（祝日，年末年始除く）
午前10時～午後3時

【電話】 0120-294-456（フリーダイヤル）
050-5358-6578（携帯等，通話有料）

② 東京都支部

【相談日時】 毎週火・金曜日（祝日除く）
午前10時～午後3時

【電話】 03-5367-2339



(3) 高齢者職業相談

アクティブシニア就業支援センター「いきいきワーク府中」
概ね55歳以上の方への職業紹介や就業相談をお受けします。
三鷹・稲城・日野・立川等にもセンターがございます。

【相談日時】 月～金曜日 午前9時～午後5時
（祝日，年末年始，文化センター休館日除く）

【所在地】 府中市府中町2-25-1 中央文化センター5階

【電話】 042-336-4871



(4) 地域福祉コーディネーター（CSW:コミュニティソーシャルワーカー）

生活のこと，ご家族やご近所さんのこと，地域活動のことなど，なんでも相談をお受けしていますので，お気軽にご連絡ください。ご相談の解決に向けて，情報提供や関係機関へおつなぎします。

また，あらゆる専門機関や企業との連携，地域活動の立ち上げ支援や継続支援，新たな仕組みづくりを通して，豊かな地域をつくることを目指しています。

(5) 地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）

地域の中で安心・安全に暮らしていけるよう，生活支援・介護予防の充実・強化に取り組みます。

お住いの地域の中で，介護予防や交流を目的とした活動を「見つけたい」「手伝いたい」「立ち上げたい」といった時にご相談ください。

【電 話】 調布市社会福祉協議会

042-481-7693（代表）

【相談日時】 月～金曜日（祝日，年末年始除く）

午前9時～午後5時

※ お住いの地域ごとに担当者がおりますので、ご相談・お問い合わせの際は、上記の電話番号までご連絡ください。

見守りサービス

調布市見守りネットワーク みまもっと (愛称)



隣のおばあちゃん、
ひとりで大変そうだ
けど・・・、ごはん
の支度や掃除は大丈
夫かしら？

あなたの周りで
高齢者等について
お気づきの事を、
お気軽に
ご連絡ください！

ひとりぐらしで車いすのAさん。随分新聞
が溜まってるみたいだけど大丈夫かなあ？



お近くの
地域包括支援センター

受付

連携



あの老夫婦の家、
ベランダに布団がずっと
干しっぱなしだけど・・・



調布市役所

調布市は、高齢者等が安全で安心して暮らせる街づくりをすすめています。

「みまもっと」とは、市内の地域包括支援センター（P，2～7）を地域福祉の相談先として、地域住民関係機関、協力団体及び市が相互に連携し合うネットワークです。

日常生活または業務活動の中で、地域の高齢者の異変に気付いたら【①発見】その情報を地域包括支援センターに連絡し【②連絡（みまもっと通報）】、地域包括支援センターが対象者の現状把握と即時対応【③相談・対応】を行い、その後も継続的に見守り、状況に応じた福祉サービス等の提供【④見守り、福祉サービスの提供など】を行うものです。

【対象】 ひとりぐらし高齢者、高齢者世帯
障害者及び生活困窮者など

【窓口】 高齢者支援室 高齢福祉担当

☎ 042-481-7150

各地域包括支援センター（P，2～7）

医療と健康管理

高年齢者医療

お医者さんにかかるとき (調布市国民健康保険・後期高齢者医療制度の場合)※1		
対象者	70歳～74歳の方	75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の方
制度の名称	調布市国民健康保険	後期高齢者医療制度
必要なもの (いずれか) <small>有効期限内のものに限る</small>	・マイナ保険証 ・資格確認書	・マイナ保険証 ・資格確認書
窓口での負担割合	2割 (現役並み所得の方は3割)	1割・2割 (現役並み所得の方は3割)
医療費が高額になるとき (入院・外来)	内容	同一月、同一医療機関等での医療費(保険診療分)の支払が自己負担限度額までとなります。複数の医療機関等の支払を合算して自己負担限度額を超える場合には、後日差額(高額療養費)を支給します。
	手続き	<p>高額療養費が発生した場合は、診療月の約3か月後に申請書をお送りしますので、振込先口座等を記入し、返送してください。</p> <p>なお、70歳以上の方のみの加入世帯は、初回のみ申請書の提出が必要です。</p> <p>領収書の提出は不要です。</p>
	自己負担限度額	次ページ 別表のとおり
	窓口での支払いが限度額までとなる時(①または②)	<p>① マイナ保険証や資格確認書を医療機関に提示し、所得区分を確認できれば、窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。</p> <p>② 事前に申請した限度額適用認定証を医療機関に提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。※2</p> <p>また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も減額されます。</p>
		<p>高額療養費が発生した場合は、診療月から最短4か月後に申請書をお送りしますので、振込先口座等を記入し、返送してください。後期高齢者医療制度へ加入後、初回のみ申請書の提出が必要です。</p> <p>領収書の提出は不要です。</p> <p>② 限度額区分を記載した資格確認書(記載がない場合は申請が必要)を提示することで、窓口の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も減額されます。</p>

- ※1 調布市国民健康保険以外の健康保険（社会保険等）に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。
- ※2 「現役並みⅢ」と「一般」の区分の方は、限度額証は発行されません。マイナ保険証や資格確認書を窓口へ提示すれば、自己負担限度額までの支払となります。

別表

（令和8年3月31日現在）

区 分		負担割合	1か月の自己負担限度額		1食当たりの入院時食事代（療養病床以外）
			外来 （個人ごと）	外来＋入院 （世帯ごと）	
現役並み所得	Ⅲ 課税所得 690万以上	3割	252,600円 ＋（総医療費－842,000円）×1% （該当4回目以降は140,100円）		510円
	Ⅱ 課税所得 380万以上		167,400円 ＋（総医療費－558,000円）×1% （該当4回目以降は93,000円）		
	Ⅰ 課税所得 145万以上		80,100円 ＋（総医療費－267,000円）×1% （該当4回目以降は44,400円）		
一般Ⅱ （後期高齢者医療制度において 窓口負担割合が 2割の方）		2割	18,000円 （年間上限144,000円）	57,600円 （該当4回目以降 は44,400円）	
一般		1割 （国民健康保険 加入者で、70～74 歳の方 2割）	18,000円 （年間上限144,000円）		
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ		8,000円	24,600円	240円 （過去12か月の入院 日数が90日以内）
	区分Ⅰ	15,000円			110円 （過去12か月の入院 日数が90日超）


※ 制度改正により、自己負担限度額等が変更となる場合があります。
最新情報は、市ホームページでご確認ください。

【窓 口】

《調布市国民健康保険》保険年金課給付係
《後期高齢者医療制度》保険年金課後期高齢者医療係

☎ 050-1720-3706

■ 特定健診及び後期高齢者健診

	●特定健診	●後期高齢者健診
対象者	<p>令和8年4月1日以前から調布市国民健康保険に加入している 40～74歳の方 (令和8年4月2日以降に加入した方はお問い合わせください。)</p>	<p>・75歳以上の方 ・65歳以上で一定の障害があると東京都広域連合から認定された方 (調布市に転入された方で、下記受診期間になっても受診券が届いていない方は、お問い合わせください。)</p>
	<p>※令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に75歳になる方は、後期高齢者健診の対象です。</p>	
健診項目	<p>共通：問診，診察，身体計測（身長・体重・BMI・腹囲（特定健診のみ）） 血圧測定，血中脂質（LDLコレステロール・HDLコレステロール・中性脂肪）， 肝機能（AST・ALT・γGTP），血糖（血糖値・ヘモグロビンA1c），貧血（赤血球数・血色素量・ヘマトクリット），白血球数，血清クレアチニン，eGFR， 尿酸，尿（尿糖・尿たんぱく・尿潜血），心電図</p>	
	<p>肝炎ウイルス検診（40歳） 胸部レントゲン（50～74歳）</p>	<p>胸部レントゲン</p>
注意事項	<p>* 介護保険施設，福祉施設等に入所している方，長期入院中の方は対象外です。 * 職場健診や人間ドックを受診した方は，改めて特定健診を受ける必要はありませんが，受診結果の提供にご協力をお願いします。 * 調布市国民健康保険以外の方は，加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。</p>	<p>* 介護保険施設，福祉施設等に入所している方，長期入院中の方は対象外です。</p> 

○ 受診期間及び受診券送付月 ※受診期間の延長はできません。

誕生月	案内送付	受診期間
4・5・6月生まれ	4月末	5～8月
7・8・9月生まれ	6月末	7～10月
10・11・12月生まれ	8月末	9～12月
1・2・3月生まれ	10月末	11～2月

※ 感染症の流行状況などに伴い，変更等を行う場合があります。

詳しくは，個別通知，市報，市のホームページをご確認ください。

【窓 口】

《特定健診について》保険年金課給付係

《後期高齢者健診について》保険年金課後期高齢者医療係

☎ 050-1720-3706

■ 各種がん検診等

※感染症の感染状況に伴い、変更等を行う場合があります。詳しくは、個別通知、市報、市のホームページ（健康ガイド）をご確認ください。

【個別通知】

《対象》 60歳（令和9年3月31日時点）以上の方
（60歳未満の方も年齢により対象となりますが、くらしの案内では省略しています。）

《内容》

・ 胃がん検診

①バリウム検査②内視鏡検査

（＊内視鏡は60・62・64・66・68歳の方）

・ 大腸がん検診

・ 結核検診（調布市国民健康保険加入者は特定健診と同時実施。
75歳以上の方は後期高齢者健診と同時実施。）

・ 歯周病検診（60・70歳の方）

・ 子宮頸がん検診（60・65歳の女性）

《その他》

胃がん検診（内視鏡検査）は自己負担2,000円（※1）、その他の検診は無料。

○受診期間※受診期間の延長はできません。

誕生日	案内送付	受診期間
4・5・6月生まれ	4月末	5～8月
7・8・9月生まれ	6月末	7～10月
10・11・12月生まれ	8月末	9～12月
1・2・3月生まれ	10月末	11～2月

【申込み制】

- 乳がん検診：前年度未受診で40歳以上の女性
毎月市報で公募
自己負担金1,500円（※1）
- 子宮頸がん検診：前年度未受診で20歳以上の女性
（個別通知対象者以外の方）
年1回市報・市のホームページで公募
定員2,500人 無料
- 肺がん検診：40歳以上の方
年1回市報・市のホームページで公募
定員1,000人 無料

- 前立腺がん検診：50～70歳の男性
(PSA検査) 年1回市報・市のホームページで公募
定員600人
自己負担金1,000円(※1)
- 後期高齢者歯科健診：76歳～80歳の方
(口腔内検査・そしゃく・えんげ能力検査)
年1回市報・市のホームページで公募 無料
- 肝炎ウイルス検診：41歳以上で過去に市の肝炎ウイルス検診を受診したことがない方 随時募集 無料
- 特例項目外健診：年1回市報・市のホームページで公募
40～74歳になる調布市国民健康保険以外の健康保険に加入の方 定員150人 無料

(※1)生活保護受給世帯又は中国残留支援給付世帯は免除

【実施場所】・市内指定医療機関(胃がん(バリウムまたは内視鏡)・大腸がん・子宮頸がん・乳がん・前立腺がん・結核・歯周病・後期高齢者歯科・肝炎ウイルス・特例項目外)
・東京都予防医学協会(乳がん)
・保健センター(肺がん)

【窓口】 健康推進課 ☎042-441-6100

訪問歯科診療

【対象】 加齢、疾病または障害等により、在宅等で日常生活の大部分が寝たきりの状態及び来院が困難な方

【内容】 調布市歯科医師会会員の歯科医師が歯の治療や入れ歯の作製・修理、口腔ケア、食えること・飲み込む等の相談を行います。

費用は、保険診療扱いとなります。事前に確認をお願いします。

【窓口】 調布市歯科医師会 ☎042-485-4892
健康推進課 ☎042-441-6100



■ 入浴券の交付

- 【対 象】 申請日現在，市内に住所を有する70歳以上のみの世帯の方で，次の①・②のいずれかに該当する方
- ① 介護保険制度の要介護1以上の認定を受けていない方で，自宅に風呂を有しない方
(申請後，職員が現地調査に伺います。)
- ② 介護保険制度の非該当又は要支援1・2の認定を受けた方で，身体的状況により自宅の風呂の使用ができない方
- ※ ただし，2世帯住宅の方，公衆浴場へ自力で往復できない方，生活保護世帯に対する入浴料金助成事業の対象となる方，入院中または施設入所中の方は対象となりません。
- 【内 容】 調布狛江浴場組合に加入している公衆浴場で使用できる入浴券(無料)を交付します。
交付枚数：年間36枚
使用可能期間：7月1日から翌年の6月30日まで
- 【窓 口】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150
- 【類 似】 総合福祉センター (P, 33)
老人憩の家 (P, 35)
ふじみ交流プラザ (P, 36)

■ ワンコイン入浴券の交付

【対 象】 市内に住所を有する70歳以上の方で、次の①～④
全てに該当し、自分で申請できる方 ※代理申請不可

- ① 自宅から市内公衆浴場まで自力で往復することができる方
- ② 調布市が発行する入浴券（P，21）の交付を受けていない方
- ③ 生活保護受給者で東京都の入浴券の交付を受けていない方
- ④ 医療機関に入院していない、又は老人福祉施設に入所していない方

【内 容】 調布市内にある3カ所の公衆浴場で、1回100円で利用できる入浴券を年間最大4枚交付します。6，9，12，3月の利用期間（各14日間）内で、1回ずつ使用可能。

【窓 口】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150

【利 用 料】 1回100円

【類 似】 総合福祉センター（P，33）
老人憩の家（P，35）
ふじみ交流プラザ（P，36）



もの忘れが気になる前に早めの対策

調布市 もの忘れ予防検診

50歳～79歳対象 市内医療機関にて

令和8年度 検診予定期間

令和8年9月1日から11月30日まで

詳細はホームページ・市報（8月20日号掲載予定）をご覧ください
高齢者支援室にお問い合わせください



一年に一度健診を受け、
今の健康を維持しましょう。



この封筒で届きます

調布市福祉健康部高齢者支援室

地域包括ケア推進係

電話：042-481-7150



生きがい・趣味活動

■ 市民活動（ボランティア・NPO活動）

- 【対象】 市民活動（ボランティア・NPO活動など）に興味・関心のある方
- 【内容】 自分のやりたいことや関心のあることをきっかけにして、地域や社会の課題に取り組む活動です。

活動の例

収集・仕分け・整理・回収（使用済み切手等）、製作（養護施設の児童が通学で使用する袋物製作等）・食事サービス（地域福祉センターでの会食サービスの調理等）・高齢者（日常活動の手伝い等）、障害児・者（作業所でのイベントや日常活動の手伝い、特別支援学校でのイベントの手伝い、障害児の送迎等）・子ども（子育て支援、児童関係施設での学習ボランティアやイベントの手伝い等）、教育（学校サポート等）、地域活動（ひだまりサロンスタッフ、見守り等）、国際協力（日本語の指導、海外支援等）、環境（緑地の保全、清掃等）、まちづくり（地域の活性化等）、災害（災害時の支援、日頃の啓発等）、情報（スマートフォン・パソコンの指導等）、文化・芸能・スポーツ（特技を生かした活動等）

- 【手続】 活動の紹介やご相談を受け付けています。お気軽に下記の窓口へお問い合わせください。

- 【窓口】 市民活動支援センター（運営：社会福祉協議会）

調布市市民プラザあくろす2階

☎042-443-1220

小島町コーナー 調布市総合福祉センター2階

月～金 ☎042-481-7695

菊野台コーナー 菊野台地域福祉センター内

火・木・土 ☎042-481-6500

富士見コーナー 富士見地域福祉センター内

火・木・土 ☎042-481-8719

染地コーナー 染地地域福祉センター内

火・木・土 ☎042-481-3790

緑ヶ丘コーナー 緑ヶ丘地域福祉センター内

火・木・土 ☎03-3326-4088

西部コーナー 西部地域福祉センター内

火・木・土 ☎042-426-4335

野ヶ谷の郷 調布市深大寺東町6-27-3

火・木・土 ☎042-481-1838

シニアクラブへの加入

- 【対象】 おおむね60歳以上の方
- 【内容】 老後の生活を健全で明るいものにするために、地域の人達によって自主的につくられた団体です。各クラブ（P, 26）でボランティア活動、生きがい活動、健康増進活動などを中心に幅広く活動しています。
- 【活動内容】 グラウンドゴルフ、踊り、eスポーツ、輪投げ、俳句、芸能大会、将棋、囲碁、カラオケ、ダンス、健康麻雀、健康吹き矢、ポッチャなど
- 【手続】 希望のシニアクラブの会長へお問い合わせください
- 【窓口】 調布市社会福祉協議会
☎042-481-7693



シニアクラブ名簿（29団体）

令和8年4月現在

NO	クラブ名	会長名	電話	地区	主なサークル活動					
					カ	グ	ペ	輪		
1	富士見天寿会	竹澤 俊行	480-9709	富士見町	カ	グ		輪	ダンス	麻雀
2	柴崎長寿クラブ	中木原 盛男	499-8101	柴崎菊野台 中心	カ	グ		輪	ダンス	囲碁 ・将棋
3	つじフレンド会	斎藤 栄吉	487-6494	西つじヶ丘	カ				麻雀	民謡
4	絵堂みどり会	田村利兵衛(代理)	483-0926	深大寺南町	カ	グ	ペ	輪	吹矢	書道
5	上佐須青葉会	平井 こずえ	483-0916	佐須	カ	グ	ペ	輪	麻雀	歩け歩け
6	緑ヶ丘緑会	安孫子はつ江	090-6196-1123	緑ヶ丘	カ	グ		輪	書道	
7	下佐須寿会	内藤 茂順	483-8627	佐須	カ	グ	ペ	輪	コーラス	歩け歩け
8	緑ヶ丘緑風会	宮城 美紀子	03-3307-9381	緑ヶ丘	カ	グ		輪	絵手紙	麻雀
9	入間福寿会	新井 豊	03-3309-1310	入間町	カ			輪	手芸	太極拳
10	野ヶ谷常磐会	馬部 忠雄	483-9075	深大寺東町	カ	グ		輪		
11	山野常磐会	兼子 久	480-2876	深大寺北町	カ	グ		輪	麻雀	農園
12	深大寺東寿会	曾山 加代	489-3289	深大寺東町	カ	グ	ペ	輪	俳句	囲碁
13	小島町同友会	鈴木 政夫	427-4518	下石原	カ	グ	ペ	輪	生け花	卓球
14	くすのき二葉会	大坪 茂子	080-3200-7615	国領町	カ	グ	ペ	輪	かるた	生け花
15	松苑クラブ	鈴木 信夫	03-3308-6262	入間町	カ	グ		輪	卓球	麻雀
16	緑樹会	野崎 敏	03-3308-3402	緑ヶ丘	カ	グ		輪	俳句	英語
17	あかしや会	中山 美津子	482-7120	柴崎		グ	ペ		手芸	卓球
18	LM 調布シニアクラブ	北川 啓輔	488-9260	染地	カ	グ		輪	写真	絵画
19	アンドハートクラブ	塚崎 美也子	498-2490	染地	カ		ペ	輪	手芸	麻雀
20	こだま友の会	木崎 勝弘	03-3300-3587	入間町	カ	グ	ペ	輪	手芸	フラダンス
21	調布中央友の会	矢野 京子	080-5082-2139	調布ヶ丘	カ	グ		輪	歩け歩け	麻雀
22	調布あけぼの	高津 桂子	439-6036	多摩川	カ	グ	ペ	輪	歩け歩け	フラダンス
23	調布あかね	高橋 正巳	483-8101	柴崎中心	カ				映画	俳句
24	キララクラブ	内宮 照子	487-3827	布田	カ	グ		輪	朗読	フラダンス
25	^{とびさん} 飛三ふれあいの会	川内 武雄	485-1897	飛田給	カ	グ	ペ	輪	麻雀	手芸
26	さくら会	田中 紀雄	483-7134	深大寺元町		グ		輪	ハイキング	絵手紙
27	はなみずきの会	多田 陽子	441-2163	富士見町	カ	グ			フラダンス	麻雀
28	神代クラブ	松田 憲治	486-3422	西つじヶ丘	カ	グ			囲碁	ラジオ体操
29	滝坂遊友倶楽部	海老水 光男	080-4125-5052	西つじヶ丘	カ	グ			麻雀	卓球

主なサークル活動

カラオケ・・・「カ」 グラウンドゴルフ・・・「グ」 ペタンク・・・「ペ」 輪投げ・・・「輪」

■ 趣味のサークル・生涯学習活動

(1) 学習講座

高齢者が、いつまでも社会人として現代社会の中で役割を果たしていけるような学習の場をめざして、毎年開講しています。

【窓 口】	東部公民館	☎ 0 3 - 3 3 0 9 - 4 5 0 5
	西部公民館	☎ 0 4 2 - 4 8 4 - 2 5 3 1
	北部公民館	☎ 0 4 2 - 4 8 8 - 2 6 9 8

(2) 生涯学習情報コーナー

生涯学習に関するご案内や相談を行っています。

① 学習情報

市が主催する講座や教室、他の自治体などが開催する展覧会や講演会、近隣大学の公開講座などを紹介しています。

② サークル・団体情報

市内で活動しているさまざまなサークルや団体の情報を収集し、紹介しています。また、サークルの運営や立ち上げ、メンバー募集の相談も受付しています。

③ 人材情報

知識や技術をお持ちの市民の方に登録していただき、人材情報として紹介しています。

④ 施設情報

市内には、市民の皆様が利用できる施設があります。これらの施設について、利用目的に応じたご案内をしています。

⑤ 「みんなの広場」

文化会館たづくり 1 1 階の「みんなの広場」では、サークル活動のためのスペースがあります。作業や打合せ、壁面を利用した展示などに無料で使用できます。

【窓 口】 文化会館たづくり 1 1 階 生涯学習情報コーナー
☎ 0 4 2 - 4 4 1 - 6 1 5 5

平日午前 9 時～正午、午後 1 時～ 5 時
(文化会館たづくり休館日除く。)

【ホームページ】 調布市生涯学習情報コーナー

<https://gakusyu.chofu-city.jp/>

市内のサークル・人材・施設情報を簡単に探すことができます。

■ 総合体育館・調和小学校プール使用料の減額

- 【対象】 65歳以上の市民の方
- 【内容】 総合体育館の個人利用及び調和小学校屋内プールを使用する場合の使用料を減額します。
- ・ 1時間15分利用 1回 100円
(通常200円)
 - ・ 2時間30分利用 1回 200円
(通常400円)
- 【手続】 文化会館たづくり11階スポーツ・保養施設インフォメーションコーナー，または初回に使用する施設に住所・氏名・年齢が確認できるもの（マイナンバーカード・運転免許証など）を持参して、『シルバー登録カード』を作成してください。
- 施設使用の際，券売機で「シルバー使用券」を購入し，受付で『シルバー登録カード』と「シルバー使用券」双方を提示してください。
- ※ シルバー登録カードの有効期間は，発行日から5年間です。
- 【窓口】 スポーツ・保養施設インフォメーションコーナー
☎042-481-7142
- ※ たづくり休館日は，インフォメーションコーナーもお休みです。
- (たづくり休館日：毎月第4月・火曜日，
臨時休館及び年末年始)
- 総合体育館 ☎042-481-6221
調和小学校プール受付
☎042-485-5631



■ 公園の清掃等協力者に対する支援

【内 容】 市内の公園の清掃等を定期的に行う団体に対して支援を行います。

1,000 m²以上 年間 33,000円

500 m²以上～1,000 m²未満 年間 24,000円

500 m²未満 年間 15,000円

【手 続】 維持管理活動計画書他

【窓 口】 緑と公園課

☎ 042-481-7083



■ ボランティア袋の交付

【内 容】 地域の道路や公園など公共の場所を清掃される団体や個人に対して交付します。

※排出は各ご家庭からお願いします。

【交付場所】 資源循環推進課窓口（市役所2階）、資源循環推進課（クリーンセンター）、各地域福祉センター、緑と公園課、神代出張所、市民プラザあくろす2階・3階

【問 合 せ】 資源循環推進課 ☎ 042-306-8781

■ 図書館資料の宅配サービス

【対 象】 市内在住の、高齢や病気などで来館できない方

【内 容】 図書・雑誌は1人20冊2週間、DVD・CD等は1人3点2週間貸出。宅配協力員が直接、または郵送により自宅へ資料をお届けします（全て無料）。

大きな文字で書かれた大活字本もありますので、ご利用ください。

【窓 口】 中央図書館利用支援係

☎ 042-441-6191

（受付時間 午前9時～午後5時）



祝福の事業



敬老金

【対象】 令和8年9月1日現在で市内に住民登録があり，下表に該当している方

対象年齢		贈呈額
80歳	昭和20年10月1日～ 21年9月30日生まれの方	5千円
85歳	昭和15年10月1日～ 16年9月30日生まれの方	
90歳	昭和10年10月1日～ 11年9月30日生まれの方	
100歳	大正14年10月1日～ 15年9月30日生まれの方	1万円

【内容】 対象の方へ案内を送付し口座振込にて贈呈します。

【窓口】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150

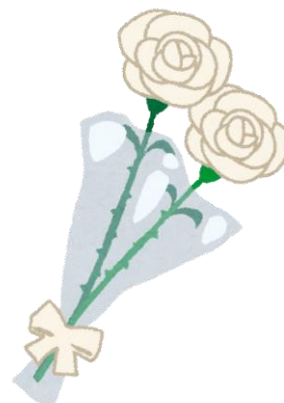
最長寿者訪問

【対象】 令和8年9月1日現在で市内に住民登録があり，市内最長寿者の方

【内容】 希望された方へ9月に表敬訪問します。

【手続】 対象の方に直接ご案内いたします。

【窓口】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150



交通機関の利用

シルバーパス

【対象】 都内に住民登録されている満70歳以上の方
(寝たきりの方を除く)

満70歳になる月の初日から申込みできます。

【内容】 都内民営バス・都バス・都電・都営地下鉄等を利用
できる「東京都シルバーパス」を発行します。
有効期間は発行日から9月30日までです。

区分	必要書類	費用
・住民税が非課税の方 ・住民税が課税だが、 1年間の合計所得金額(※1)が135万円 以下の方	ア 本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証等) イ 次の①～③のいずれか ① 介護保険料納入(決定)通知書 ② 住民税課税/非課税証明書 ③ 生活保護受給証明書	1,000円
住民税が課税の方	本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証等)	12,000円

※1 長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除して得た額になります。必要書類が異なる場合がありますので、下記の問合せまでお問い合わせください。

【問合せ】一般社団法人東京バス協会 ☎ 03-5308-6950
午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

【市内の発行窓口】

《京王バス(株)調布営業所》 調布市国領町6-6

電話: 042-499-6711 午前10時～午後4時

《小田急バス(株)仙川案内所》 調布市仙川町2-19-5

電話: 0422-46-6124 ※吉祥寺営業所と共有

平日午後1時～午後6時(午後3時～4時)

土・日・祝日午前10時～午後4時(正午～午後1時)

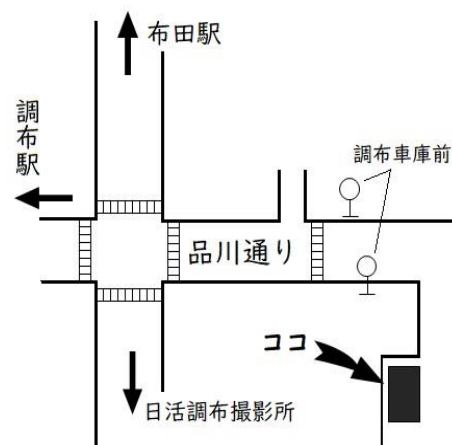
※()内は休憩時間

シルバーパス発行窓口

営業時間が変更になることがありますので、電話でご確認の上
ご来所ください。

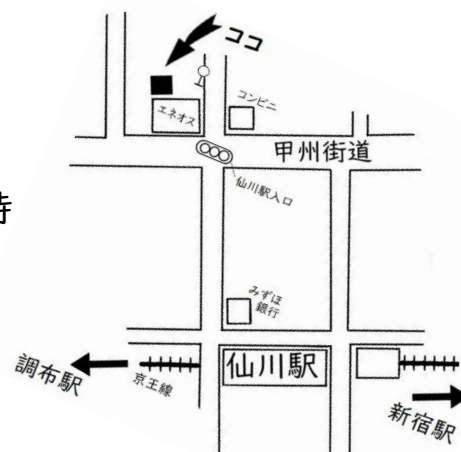
京王バス(株)調布営業所

住所：調布市国領町6-6
電話：042-499-6711
受付：年中無休 午前10時～午後4時
交通：**✿バス✿**
調布駅南口発 多摩川住宅中央行
またはつつじヶ丘駅南口行
「調布車庫前」下車



小田急バス(株)仙川営業所

住所：調布市仙川町2-19-5
電話：0422-46-6124
(吉祥寺案内所と共有)
受付：平日 午後1時～午後6時
(休憩時間：午後3時～4時)
土・日・祝日 午前10時～午後4時
(休憩時間：正午～午後1時)
交通：**✿電車✿**
京王線仙川駅から徒歩約5分



施設の利用

■ 総合福祉センター

- 【開館日】 毎日
(第3日曜日, 祝日, 年末年始, 臨時休館日除く)
- 【窓口】 調布市社会福祉協議会
☎ 042-481-7693
- 【類似】 老人憩の家 (P, 35)

(1) 教養娯楽室 (4階)

- 【対象】 調布市在住の障害者および60歳以上の方
- 【利用料】 無料
- 【手続】 利用時に1階受付で利用申込書に記入
(初回利用時に, 窓口にて利用登録が必要です。)
- 【利用時間】 月～土曜日 午前9時～午後5時

(2) 浴室の一般利用 (3階)

- 【対象】 ① 一般開放 市内に居住する障害者と60歳以上の方で, ひとりで入浴できる方
- ② 貸切 市内に居住する障害者と60歳以上の方で, 家庭での入浴や公衆浴場での入浴が困難な方

- 【内容】 ① 一般開放 (1日30人以内)

男性	火曜日	午後1時30分～午後3時30分
女性	水曜日	午後1時30分～午後3時30分

※受付は午後3時まで。

- ② 貸切 (1日4組: 1組1時間)

利用の際は介護者が必要です。

月～金曜日	午前9時45分～午前10時45分
	午前11時～正午
	午後1時15分～午後2時15分
	午後2時30分～午後3時30分

※一般開放時は利用できません。

- 【利用料】 無料

- 【手続】 ①は入浴時に利用帳に記入
(初回利用時に2階受付で利用登録が必要です。)
- ②は2か月前の5日から希望日の3日前までに1階受付で申込み

(3) 会議室等の利用

【対 象】 市内在住，在学，在勤等の方

【内 容】 会議室，茶室，視聴覚室，トレーニングルーム等

【利用時間】 午前9時～午後9時30分

【利用料】 有料 ※下記団体は無料です。

【無料となる団体】 条例，規則等で定められた障害者，60歳以上の方で構成された福祉団体で，総合福祉センターに登録した団体等

【手 続】 1階受付で申込み

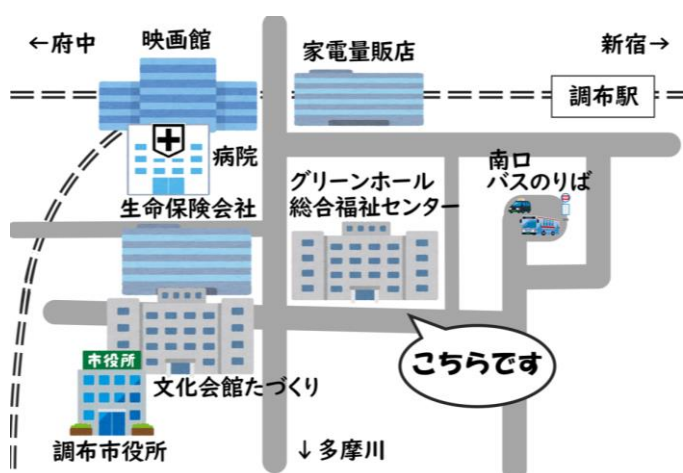
※電話予約は行っておりません。

【受付時間】 休館日を除く，日～土曜日の午前9時～午後9時

※夜間の貸出がない場合等，閉館時間が早まる場合があります。

登録団体	使用月の3か月前の5日から使用日の3日前
市民・在勤の方	使用月の2か月前の5日から使用日の3日前
その他の方	使用月の1か月前の5日から使用日の3日前

なお，使用日の3日前が休館日に当たる場合は，その前日まで受け付けます。5日が土・日・祝日の場合は，その翌日となります。



■ 老人憩の家

- 【対 象】 市内に住所を有する60歳以上の方
- 【内 容】 多くの仲間と楽しい時間を過ごしていただくための場所です。カラオケ・入浴などを行うことができます。
- 【利用料】 無料
- 【開館日】 個人利用日 月・水・金（祝日及び年末年始）
団体利用日 火・木・土（を除く。）
- 【開館時間】 午前9時～午後5時
※カラオケは午前10時～正午 午後1時～3時
- 【入浴日時】 月・水・金 午前10時～午後3時
- 【担当部署】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150
- 【類 似】 総合福祉センター（P, 33）
ふじみ交流プラザ（P, 36）

※団体利用は団体登録と利用予約が必要です。

※入浴は事前予約が必要です。

※体調が悪い方は、入浴することはできません。

< 布田老人憩の家 >



住所 布田5-50-1
☎ 042-481-7666

■ ふじみ交流プラザ

地域交流の促進（コミュニティ事業）や、高齢者の社会参加・生きがいがづくり・健康づくりの場の提供（高齢者健康増進事業）を行う施設です。

【利用時間】 午前9時～午後10時

【休館日】 毎月第4月曜日，年末年始

【類似】 地域福祉センター（P，37）

老人憩の家（P，35）

【担当部署】 (1) コミュニティ事業：協働推進課

☎ 042-481-7122

(2) 高齢者健康増進事業：高齢福祉担当

☎ 042-481-7150

(1) コミュニティ事業

会議やサークル活動などに利用できる集会室のほか，市の事業や地域活動について，チラシなどで情報発信するスペースがあります。

【対象】 年齢や住所問わずにどなたでも利用できます

【使用料】 老人団体・自治会・福祉団体・社会教育関係登録団体または障がい者福祉団体・市に登録したボランティア団体がその目的のために使用する場合は無料。その他の団体，その他の理由で使用する場合は有料。

【手続】 ふじみ交流プラザ窓口で使用登録が必要

(2) 高齢者健康増進事業

防音仕様で壁の一面が鏡張りの多目的室，趣味活動で仲間たちとくつろげる談話室のほか，市内温泉を使用した浴場があります。

【対象】 調布市内に住所を有する60歳以上の方

【利用料】 無料

【手続】 ふじみ交流プラザ窓口で利用登録が必要

【利用時間】 月～土曜日 午前9時～午後5時

（浴場は月・水・金曜日の午前10時～午後3時）

住所 深大寺東町7-47-1

☎ 042-486-5616



■ 地域福祉センター

市民のみなさんが学習したり，話し合ったり趣味やレクリエーションを楽しんだりする時に利用できます。

【利用時間】 午前9時～午後5時
(団体利用は午後9時30分まで)

【休館日】 毎月第4月曜日，年末年始

【使用料】 老人団体・自治会・福祉団体・社会教育関係登録団体または障がい者福祉団体・市に登録したボランティア団体がその目的のために使用する場合は無料。その他の団体，その他の理由で使用する場合は有料。

【手続】 事前に地域福祉センター窓口で使用登録が必要

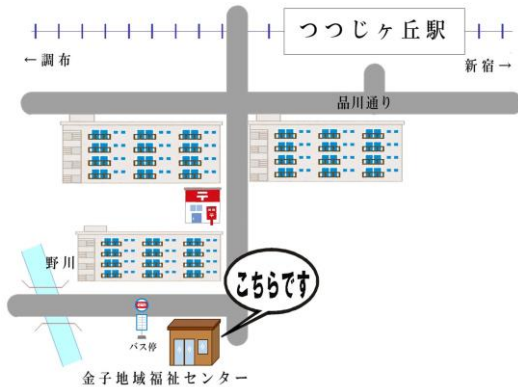
名称	所在地	電話番号
(1)金子	西つつじヶ丘4-43-3	042-485-5888
(2)西部	上石原2-15-6	042-486-1600
(3)調布ヶ丘	調布ヶ丘3-58-2	042-487-7753
(4)染地	染地3-3-1	042-483-5578
(5)緑ヶ丘	緑ヶ丘2-18-49	03-3326-4861
(6)菊野台	菊野台1-38-1	042-481-5641
(7)富士見	富士見町4-15-6	042-483-9652
(8)下石原	下石原3-72-1	042-481-7683
(9)入間	入間町1-13-2	03-3309-4996
(10)深大寺	深大寺北町2-40-1	042-480-8725

【問合せ】 協働推進課 ☎042-481-7122



(1) 金子

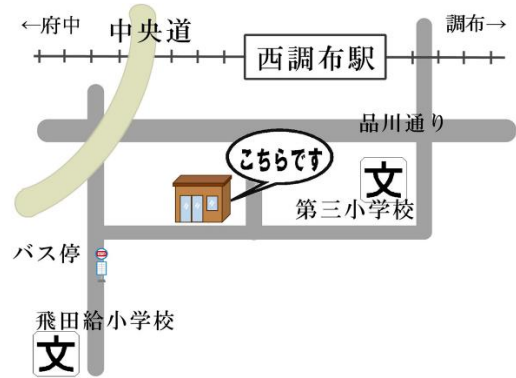
つつじヶ丘駅下車 徒歩12分
(神代団地の北東)



「つつじヶ丘駅南口」から「調布駅南口」行き、または「狛江ハイタウン折返場」行きバスで「金子地域福祉センター」下車徒歩1分

(2) 西部

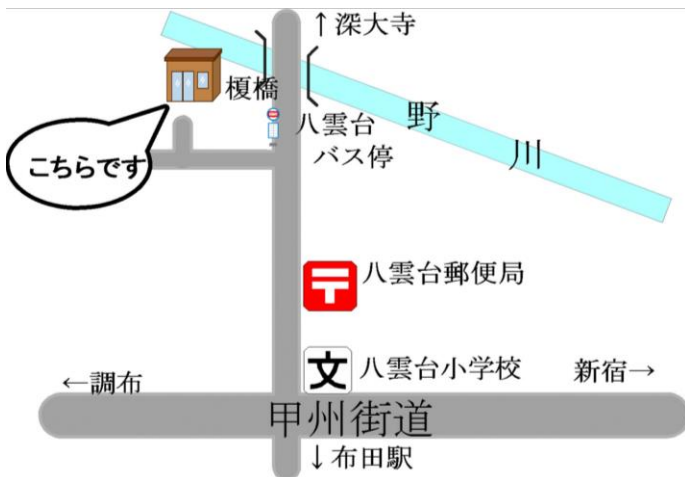
西調布駅下車 徒歩10分



「調布駅南口」から「飛田給駅南口」行きバスで「地域福祉センター」下車徒歩2分

(3) 調布ヶ丘

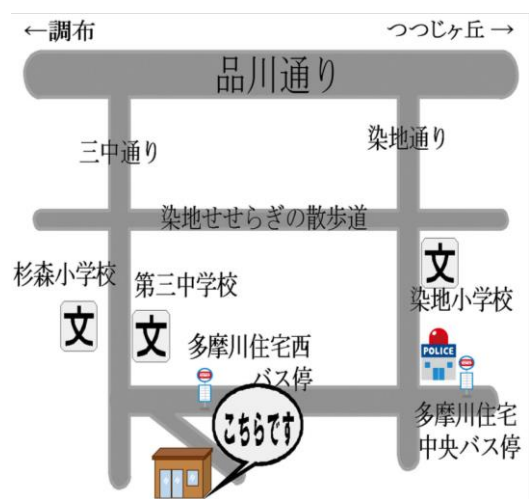
布田駅下車 徒歩20分



「調布駅北口」14番のりばから「吉祥寺駅」「杏林大学病院」「深大寺」行きのバスで「八雲台」下車徒歩3分

(4) 染地

都営染地アパート8号棟の1階
(図書館染地分館と併設)



「調布駅南口」4番のりばから「多摩川住宅西」行きバスで終点下車徒歩3分

(5) 緑ヶ丘

仙川駅下車 徒歩18分



「仙川駅」から「緑ヶ丘循環」バスで「緑ヶ丘児童館・福祉センター前」下車徒歩1分

(6) 菊野台

柴崎駅下車 徒歩8分



「柴崎駅」から「菊野台循環」バスで「菊野台児童館・福祉センター前」下車徒歩1分

(7) 富士見

西調布駅下車 徒歩16分



「調布駅北口」から「武蔵境駅南口」または「武蔵小金井駅北口」行きバスで「萩の原住宅」下車徒歩3分

(8) 下石原

京王多摩川駅下車 徒歩7分



「調布駅南口」から「飛田給駅北口」行きバスで「いなり橋児童公園」下車徒歩2分

(9) 入間

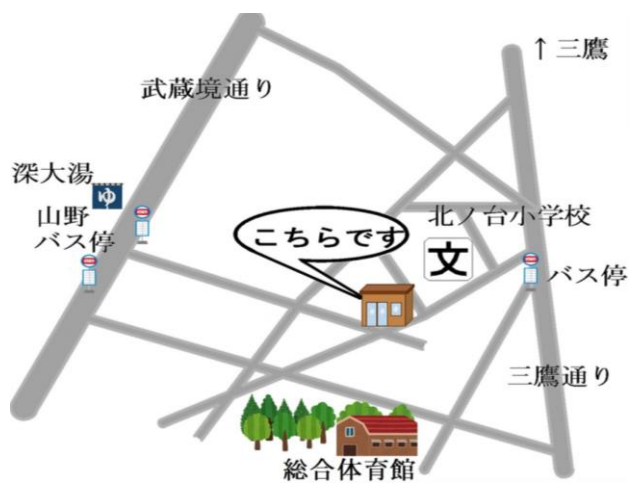
仙川駅下車 徒歩19分
(第二希望の家分場と併設)



「仙川駅入口」から「調布駅南口」行き、または「狛江営業所」行きバスで「若葉町三丁目」下車徒歩4分

(10) 深大寺

北ノ台小学校の西側



「調布駅北口」14番のりばから「吉祥寺駅」行きバスで「北ノ台小学校」下車徒歩5分

ひとりぐらしの方のために

■ ほのぼの電話訪問

- 【対象】 おおむね70歳以上のひとりぐらしの方
- 【内容】 週1回（月～金曜日 午前10時～正午）、電話訪問員（ボランティア）が電話でお話し相手をします。
- 【利用料】 無料
- 【手続】 民生児童委員をとおして申請
（民生児童委員の名簿はP, 86～88）
- 【窓口】 調布市社会福祉協議会
☎042-481-7693



食事サービス

■ 配食サービス

- 【対象】 65歳以上のひとりぐらし及び高齢者世帯で、心身の状態から買物や炊事が困難な方
※事前に地域包括支援センターの職員がご自宅を訪問し、要介護度や身体状況を確認させていただきます。
- 【内容】 昼食・夕食を自宅にお届けし、手渡しすることで、食事の確保と安否確認を行います。
食数は事前訪問時の状況に応じて、必要とされた食数をお届けします。
- 【利用料】 1食 500円
- 【窓口】 各地域包括支援センター（P, 2～7）
- 【問合せ】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150
- 【類似】 調布ゆうあい福祉公社食事サービス（P, 72）

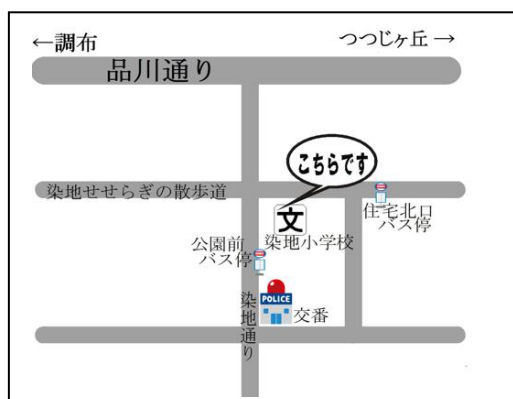
※ 配食サービスの申請や利用についての具体的な相談は、各地域包括支援センターでお受けします。

通所サービス

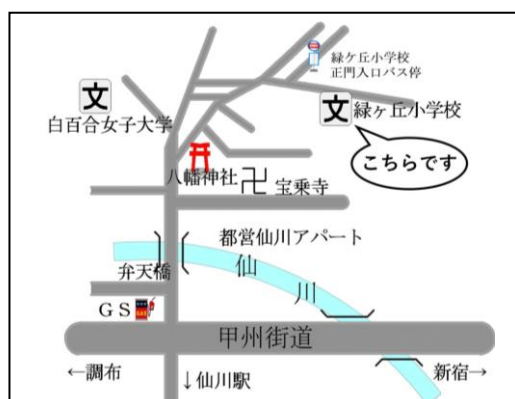
ふれあい給食

- 【対象】 70歳以上で、ひとりぐらし・高齢者世帯・日中独居のいずれかに該当し、自力通所の可能な方（原則、介護保険の通所サービスを利用していない方で毎回参加可能な方）
- 【内容】 小学校内のふれあい給食室において学校給食の会食や、健康体操・書道・絵手紙・音楽(歌)等の趣味活動、児童や地域の方との交流などを行います。
- 【実施日時】
- ・ 染地小学校 火・水曜日
 - ・ 緑ヶ丘小学校 水・金曜日
 - ・ 石原小学校 木・金曜日
 - ・ 北ノ台小学校 木曜日
- 午前10時～午後3時 ※一人週1回の利用
- 【利用料】 370円
- 【窓口】 調布市社会福祉協議会 ☎042-481-7693
 高齢福祉担当 ☎042-481-7150
- 【類似】 高齢者会食（P, 43）

→ 染地小学校



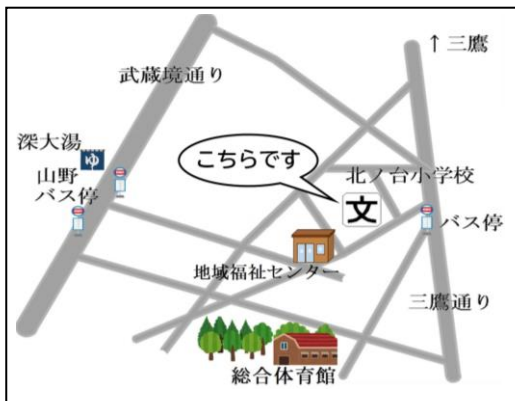
→ 緑ヶ丘小学校



→ 石原小学校



→ 北ノ台小学校



■ 高齢者会食

- 【対 象】 70歳以上で、ひとりぐらし・高齢者世帯・日中独居のいずれかに該当し、自力通所の可能な方
※ふれあい給食利用者は除く
- 【内 容】 市内の地域福祉センターを拠点に、ボランティアによって調理された食事等を高齢者とボランティアが会食します。
- 【会 場】 地域福祉センター
開催拠点についてはお問合せください。
- 【実施回数】 月2回もしくは月1回
※活動曜日・活動回数は会場ごとに異なります。
- 【利用料】 1回 400円 ※お試し参加1回 550円
- 【手 続】 民生児童委員をとおして申請
(民生児童委員名簿はP, 86~88)
- 【窓 口】 調布市社会福祉協議会 ☎042-481-7693
- 【類 似】 ふれあい給食 (P, 42)



■ 通所入浴

- 【対 象】 介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けた方で介護保険法に基づくサービスにより入浴することが困難な65歳以上の方。
※ただし、施設の送迎可能な範囲に限ります。
- 【内 容】 機械浴槽を使って入浴します。(送迎付き)
- 【実施場所】 ちょうふの里
- 【実施日】 月~土曜日
※入浴回数は週1回
- 【利用料】 1回 500円
- 【手 続】 医師の意見書
- 【窓 口】 各地域包括支援センター (P, 2~7)
- 【問 合 せ】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150



※ 通所入浴のサービスの申請や利用についての具体的な相談は各地域包括支援センターでお受けします。

介護予防サービス

■ 介護予防事業

【対 象】 65歳以上の市民

【内 容】

① 「つながる元気アップ教室～地域の仲間とフレイル予防～」

運動を中心に、栄養・口腔・認知症に関する介護予防のポイントを学び実践する教室です。教室卒業後は、参加者同士が地域で取り組みを継続できるようサポートします。(無料)

② 「65歳からの健康づくり健診」

5年後10年後の自分に向けて、今の健康を保てるように、介護予防の視点で取り組むところを点検しましょう。生活習慣に関する25項目の問診と体力測定(握力、開眼片足立ち、5m歩行、ファンクショナルリーチ、Timed Up and Goテスト、パタカ測定)を行います。年2回実施。(無料)

③ 「からだと歩行補助具の相談室」

つえ、歩行器などの福祉用具の活用などについて、リハビリの専門職が個別にアドバイスを行います。(無料)

④ 介護予防講演会

介護予防について幅広く理解を深め、自らが普段の生活に取り入れ、地域で取り組めるよう学ぶ講演会です。年3回程度実施(無料)

⑤ 介護予防訪問指導

介護予防事業へ参加したいけれど参加できない方やそのほか閉じこもり予防目的で、看護師が訪問しご本人やご家族に対する相談・指導を行う事業です。(無料)

【手 続】 ①, ②, ③, ④は市報にて募集します。

⑤は各地域包括支援センター(P, 2～7)にてご相談のうえ申請をし、地域包括支援センターが事前アセスメントを作成したうえで、利用が可能か決

定めます。

【窓 口】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150
各地域包括支援センター（P, 2～7）

【類 似】 ひだまりサロン（P, 77）



10の筋力トレーニング

【内 容】 立つ、座る、またぐ、ひろう等の日常の生活動作に応じた筋肉を鍛える10種類の筋力トレーニングです。初級・中級・上級で構成されています。講師がいなくても仲間同士で集まって取り組めます。

① 簡単！10の筋力トレーニング講座

10の筋力トレーニングの体験や学習ができる講座。

② トレーニングを行う時の教材の提供

トレーニングが収録されたDVD，CDの貸出しや、取り組んでいるグループ向けの体操を確認できるポスター，パンフレットを配布しています。

③ 10筋自主グループ

市内には10の筋力トレーニングを主な活動にしている地域住民の自主グループが多くあります。見学などお気軽にご相談ください。

【手 続】 ①は市報にて募集します。②，③は各地域包括支援センター，高齢福祉担当へお問い合わせください。

【窓 口】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150
各包括支援センター（P，2～7）

この体操は、「生活に必要な動作を10年後も変わらず出来ること」を目標にしています。みんなで取り組み、みんなで健康長寿を目指しましょう。

この体操の「基礎のかたち」をもとに、ご自分の体調にあわせて、自己裁量で取り組んでください。

訪問サービス

■ 高齢者訪問理美容サービス

- 【対 象】 65歳以上の在宅の方で介護保険の要介護3～5の認定を受けている方
- 【内 容】 4月～翌年3月の期間に4回利用できる理美容券を送付します。利用者は、協力理容店または美容組合と調髪する日時を決めてご利用ください。
(10月以降の申請は2回)
- 【費 用】 1回につき2,000円
- 【手 続】 申請書に介護保険証のコピーを添えて、社会福祉協議会までお申込みください。
- 【窓 口】 調布市社会福祉協議会 ☎042-481-7693



■ 友愛訪問員の派遣

- 【対 象】 65歳以上のひとりぐらし高齢者又は日中独居など話し相手を必要とする方
- 【内 容】 友愛訪問員（ボランティア）がお話し相手として訪問します。
(月～金曜日 週1回1時間程度)
- 【利 用 料】 無料
- 【窓 口】 調布市社会福祉協議会 ☎042-481-7693



移送サービス

■ ショートステイ送迎費助成

- 【対象】 市内に居住する65歳以上の方で、介護保険のショートステイの利用に当たり、入所または退所の際、自宅から利用する施設までの送迎が受けられないため、やむを得ず、交通機関（タクシー、寝台車等）を利用し、その費用を負担した方
- 【内容】 交通費を片道2,000円まで助成します。
※交通費のみが対象。予約料や介助料は、助成対象外となります。
- 【手続】 施設発行のショートステイの利用期間を確認できる書類及び使用交通機関の領収書、印鑑、振込口座番号をご持参ください。（交通費以外が含まれた領収書の場合、交通費がわかる内訳書も必要になります。）
※申請の受付は、利用日から1年以内です。
- 【窓口】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150



■ 車椅子福祉タクシー

【申請要件】 次の①, ②の全てに該当する方

① 市内に住民登録があり, かつ, 現に居住している方 (生活拠点が調布市内※)

※ 市外の病院に入院中の方, 市外の施設に入所中 (ショートステイを含む。)の方は, 対象外となります (退院・退所が決まっており, 市内の自宅等へ戻る見込みがある場合を除きます。詳細は, 障害福祉課にお問い合わせください)。

② 次の表で○または△に該当する方

障害要件	要介護要件	要介護4・5	要介護3	要介護2以下 (非該当含む)
下肢1級, 体幹1・2級, 移動1～3級の身体障害者手帳の交付を受けている方		○	○	○
上記以外の等級・部位の身体障害者手帳の交付を受けている方		○	△ (※)	△ (※)
身体障害者手帳なし		○	△ (※)	× (申請不可)

※ △に該当する方は, 通常のタクシーでは移動が困難であることが記された医師の診断書の提出が必要です。

【内 容】 市と契約した福祉タクシー事業者を利用したときの利用料の一部を, 市が負担するものです。

① 助成対象 (以下の料金は, 原則, 市の負担です。)

ア 予約料

イ 迎車料 (遠方の迎車は, 迎車料が発生する場合があります。詳細は, 福祉タクシー事業者にお問い合わせください。)

ウ 車椅子・ストレッチャーの使用料

エ 福祉タクシーの乗降時に利用者を介助する際の介助人 (1名に限る。)の派遣料 (1時間まで)

② 助成対象外 (以下の料金は, 利用者の負担です。)

ア 運賃 (メーター料金)

イ 目的地等での待ち料金

ウ 特別な介助を要する際の費用 等

※ 料金の詳細は, 市と契約している福祉タクシー事

業者に御確認ください。

【手続】 障害福祉課に利用登録申請をしてください（申請書は市HPからダウンロード可。郵送による提出可）。申請後3週間ほどで登録可否をお知らせします。登録決定となった場合は、利用登録証を交付します。利用に当たっては、福祉タクシー事業者に直接予約し、利用当日は福祉タクシー事業者に利用登録証を提示してください。

※ 申請に必要な書類は、申請者により異なります。
上記申請要件を確認のうえ、申請する際は一度、障害福祉課にお問い合わせください。

【その他】 登録決定を受け、利用登録証が交付されたとしても、市と契約していない福祉タクシー事業者を利用した場合、助成の対象外です。市と契約した福祉タクシー事業者の一覧は、市HPを御確認ください。

【窓口】 障害福祉課 ☎042-481-7089

【類似】 介護保険の訪問介護には「通院等乗降介助」があります。乗降前後の移動の介助が必要な方や、受診等の手続の介助が必要な方が対象となります。詳細は担当のケアマネジャーに御確認ください。

機器・介護用品

緊急通報システム

【対象】 次のいずれかに該当される方

- ① 65歳以上のひとりぐらし、高齢者のみの世帯または日中高齢者1人となる世帯で、心疾患等のため日常生活を営むうえで常時注意を要する方
- ② 75歳以上のひとりぐらしで、希望する方

利用についての具体的な相談は、各地域包括支援センターでお受けします。

【内容】 自宅に専用通報機を設置し、緊急時に、ペンダント型の無線発報器（自宅内のみ）の緊急ボタンを押すことにより、救急車による救助を得ることができます。

※緊急連絡先の登録が必須です。

※自宅の鍵（入室までの鍵が複数ある場合は全て）を委託事業者に2本預ける必要があります。

※委託事業者以外の防犯システムを利用している場合は利用できません。

【利用料】 無料 ※電気・電話料金はかかります。また、紛失・破損による交換には別途料金がかかります。

【窓口】 ①各地域包括支援センター（P、2～7）

②高齢者支援室高齢福祉担当

※②の窓口では、75歳以上のひとりぐらしの方ご本人の窓口申請のみ受付けます（ただし、心疾患等の慢性疾患のない方）。

【問合せ】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150

【類似】 シルバーホンあんしんSVI

NTTの有料サービスです。

（0120-506-116）

※ 本事業は、ホームセキュリティ（侵入や火災の検知）の機能はありません。緊急時、救急車を呼ぶなどの代理通報を行うものです。

■ 人感センサー安否通報システム

- 【対象】 市の緊急通報システムを利用しているひとり暮らしの方
- 【内容】 自宅室内に人の動きを感知するセンサーを設置し、12時間以上室内で動きが感知されない場合に、異常事態として検知し、安否確認を行います。
※外出時及び帰宅時は、自宅室内に設置している機器にスティック状のライフカードを挿入・引き抜く操作があります。
- 【利用料】 無料 ※機器使用のための電気料金は利用者負担
紛失・破損による交換には別途料金がかかります。
- 【注意事項】 ①緊急通報システム（P, 51）を利用していることが必要
②賃貸住宅の場合は、建物所有者等の事前同意が必要
- 【窓口】 各地域包括支援センター（P, 2～7）
75歳以上のひとり暮らしの方ご本人の窓口申請のみ、高齢福祉担当で受け付けます（ただし、心疾患等の慢性疾患のない方）。
- 【問合せ】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150



■ 認知症徘徊高齢者探知システム

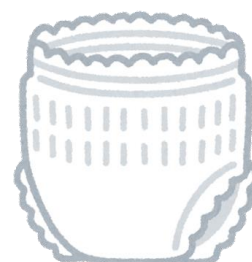
- 【対象】 認知症の診断があり、徘徊の症状が顕著に見られる65歳以上の方と同居又は近隣に居住している介護者
※施設入所者は対象外です。

利用についての具体的な相談は、各地域包括支援センターでお受けします。

- 【内容】 徘徊のある方に探知機を所持させることにより、徘徊者の位置を特定するサービスです。
- 【利用料】 無料 ※ただし、現場急行サービスをご利用の場合や紛失・破損による交換には別途料金がかかります。
- 【窓口】 各地域包括支援センター（P, 2～7）
- 【問合せ】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150

■ おむつ代の助成

- 【対象】 65歳以上で病院に入院し、入院中のおむつ代を負担している方
(ただし、介護療養型病床、介護医療院、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの介護保険施設に入院・入所されている方及び生活保護受給世帯を除く。)
- 【内容】 おむつ代を月額10,000円まで助成します。
(入院期間中に負担したおむつ代のみ対象です。)
※おむつ代の助成・紙おむつの給付は同月内での併用はできません。
- 【申請】 助成請求前に申請手続きが必要です。(対象者死亡後の申請はできません)。原則として、新規に申請した月分から助成の対象となります。ただし、入院月が申請した月の前月以前の場合、申請した月の前月分から助成の対象とします。
- 【請求手続】 請求締切月(4・8・12月)の各15日(土日祝の場合は、直前の平日)までに、おむつ代の領収書のコピー及び病院の入院費の領収書のコピーと印鑑、振込口座番号の分かるもの(初回のみ)を高齢福祉担当にご持参ください。なお、地域包括支援センターでは請求手続きができません。
※請求締切日直前は混雑します。請求は随時受け付けていますので、退院等した場合には、早めのお手続きをお願いします。
- 【窓口】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150
各地域包括支援センター (P, 2~7)



■ 紙おむつの給付

【対象】 介護保険の要介護3以上の認定を受けた方のうち、常時おむつを使用している方、または要支援2から要介護2までの認定を受けた方のうち、疾病等により常時失禁状態にある方

※配達は市内に限ります。特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護保険施設に入所中や調布市外に居住（施設入所等）されている方は除きます。

※要支援2から要介護2までの方は、疾病等により常時失禁状態にあることを、医師の意見書（自己負担）の提出で証明してもらう必要があります。

【申請】 本人または親族の方が、下記窓口までお越しく下さい。原則として第三者の代行申請はできません。

【内容】 業者を通じて月の15日までに1回、紙おむつを無料でお届けします。次ページの白十字・クレシアの各組合せ表の中から必要数をお選びください。月毎に内容変更はできますが、当月内での変更・再開等はできません。

※申請された月の翌月からお届けします。ただし、要支援2から要介護2までの方は、市で医師の意見書を受理した月の翌月からのお届けとなります。

※おむつ代の助成・紙おむつの給付は同月内での併用はできません。

※配達時に不在の時は、『不在連絡票』が置かれますので、宅配業者に連絡してください。20日までに連絡がない場合は、その月の配達は中止になります。

【窓口】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150
各地域包括支援センター（P, 2～7）

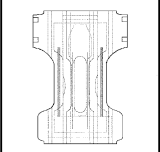
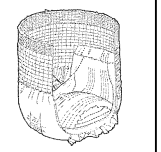


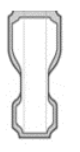

内容変更や中止、再開のご連絡 ※前月末まで

宅配業者：白十字販売株式会社

☎0120-661-602 《通話料無料》

午前9時～午後5時（月曜～金曜日（祝日除く））

白十字紙おむつ組合せ表（令和8年4月～）

種類	テープ型		パンツ型 ※MとLは薄型もございます。		尿とりパッド 共用	尿とりパッド 男性用	尿とりパッド 紙パンツ用	尿とりパッド 紙パンツ用
製品説明								
サイズ	ヒップサイズ対応		ウエストサイズ対応		⑨20cm × 47cm 【60枚】	⑩22cm × 40cm 【45枚】	⑪長時間用 28cm × 55cm 【30枚】 ⑫夜用 28cm × 64cm 【30枚】	⑬15cm × 46cm 【46枚】 2回吸収 ※クレシアは 4回吸収
	①S: 60cm～85cm (S-M)【32枚】 ②M: 70cm～95cm 【30枚】 ③L: 90cm～125cm 【26枚】		④S: 55cm～75cm 【26枚】 ⑤M: 60cm～95cm (M-L)【36枚】 ※⑥薄型【34枚】 ⑦L: 80cm～125cm (L-LL)【32枚】 ※⑧薄型【30枚】					

各組合せの数字は、限度数です。
品物によって入数が異なりますので、必要数をご注文ください。

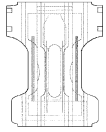


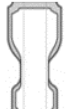

白ーあ	1			3				
白ーい	1				4			
白ーう	1		1	1				
白ーえ	1		1					1
白ーお	1			1			1	
白ーか	1				2		1	
白ーき	1						2	
白ーく	2			1				
白ーけ			1	3				
白ーこ			1		5			
白ーさ			1				2	
白ーし			1					3
白ーす			1	1			1	
白ーせ			1		2		1	
白ーそ			1	1				2
白ーた			1		2			2
白ーち			1	2				1
白ーつ			1				1	2
白ーて			2					2
白ーと			2	1				
白ーな			2		1			1
白ーに			2				1	
白ーぬ				1	1			4
白ーね				1			1	2
白ーの				1	3			
白ーは				1			2	
白ーひ				4				
白ーふ							1	3
白ーへ							2	2
白ーほ							3	1
白ーま								5

【内容変更・中止・再開のご連絡】

白十字販売(株):0120-661-602

月曜から金曜(土日祝, 年末年始を除く)の午前9時から午後5時まで。

クレシア紙おむつ組合せ表（令和8年4月～）

種類	テープ型		パンツ型 ※MとLは薄型もございます。		尿とりパッド 共用		尿とりパッド 長時間・夜用		尿とりパッド 紙パンツ用	
製品説明										
サイズ	ヒップサイズ対応		ウエストサイズ対応		③⑩20cm × 48cm 【30枚】		③⑪長時間用 30cm × 57cm 【30枚】 ③⑫夜用 28cm × 60cm 【30枚】		③⑬15cm × 43.5cm 【28枚】 4回吸収 ※白十字は 2回吸収	
	②①S: 57cm～87cm (S-M) 【32枚】 ②②M: 77cm～110cm (M-L) 【30枚】 ②③L: 92cm～125cm (L-LL) 【26枚】		②④S: 50cm～75cm 【22枚】 ②⑤M: 60cm～90cm 【20枚】 ※②⑥薄型【20枚】 ②⑦L: 80cm～130cm 【18枚】 ※②⑧薄型【18枚】 ②⑨XL: 100cm～140cm 【14枚】							

各組合せの数字は、限度数です。
品物によって入数が異なりますので、必要数をご注文ください。

クーA	1			5		
クーB	1	1		2		
クーC	1	1				1
クーD	1	2				
クーE	1			2	1	
クーF	1				2	
クーG	2					
クーH		1		6		
クーI		1		4	1	
クーJ		1		1	2	
クーK		1			2	1
クーL		1				4
クーM		2		4		
クーN		2		2		1
クーO		2		2	1	
クーP		2			1	1
クーQ		2				2
クーR		3				
クーS				1	3	
クーT				3		3
クーU				5	2	
クーV				8		
クーW					1	4
クーX					2	2
クーY					3	1
クーZ						5

【内容変更・中止・再開のご連絡】

白十字販売㈱:0120-661-602

月曜から金曜(土日祝, 年末年始を除く)の午前9時から午後5時まで。

■ 日常生活用具の給付など

(1) T字杖の給付

- 【対象】 65歳以上で歩行が困難な方
【内容】 T字杖を給付します。
【窓口】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150
各地域包括支援センター（P, 2～7）



(2) 日常生活用具の給付

- 【対象】 65歳以上で日常生活用具の給付が必要な方
※事前に地域包括支援センターの職員がご自宅を訪問し、要介護度や身体状況を確認させていただきます。
- 【内容】 介護保険の要支援・要介護認定を受けた方
・防水シーツ（※枚数の上限があります）
介護保険で非該当（自立）と認定された方
・スロープ ・入浴補助用具
・歩行支援用具 ・腰掛便座
歩行困難な方
・シルバーカー（※金額の上限があります）
※世帯の所得に応じて1割の費用負担があります。
※事前訪問時の状況に応じて、必要とされた用具を給付します。
- 【窓口】 各地域包括支援センター（P, 2～7）
【問合せ】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150

※サービスの申請や利用についての具体的な相談は、各地域包括支援センターでお受けします。

(3) 特殊寝台のレンタル

- 【対象】 65歳以上の特殊寝台が必要な方で、介護保険法に基づく貸与が受けられない方
※事前に地域包括支援センターの職員がご自宅を訪問し、要介護度や身体状況を確認させていただきます。
- 【内容】 特殊寝台を月700円でレンタルします。
【窓口】 各地域包括支援センター（P, 2～7）
【問合せ】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150

※サービスの申請や利用についての具体的な相談は、各地域包括支援センターでお受けします。

■ 救急医療情報キットの給付

- 【対象】 65歳以上の在宅の方
- 【内容】 「救急医療情報キット」とは、緊急時に必要となる医療情報や、緊急連絡先等をあらかじめ記入した用紙を冷蔵庫に保管しておく筒型の容器です。自宅での緊急時に救急隊員がキットの中の情報を確認して、速やかな医療活動につなげます。

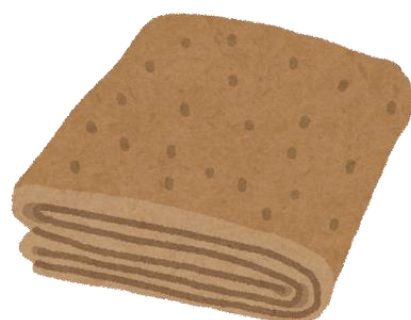


※救急隊員の判断により、救急医療情報キットに記載された情報を活用しない場合もあります。

- 【利用料】 無料
- 【その他】すでにキットをお持ちの方で、記載済の緊急連絡先などが変更になっている方は、随時更新してください。
新たな用紙が必要な方は、この冊子の巻末に用紙がついていますので、ミシン目に沿って切り離してご使用ください。
- 【窓口】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150
各地域包括支援センター（P, 2～7）

■ 寝具乾燥・丸洗い、水洗い

- 【対象】 介護保険の要介護3～5の認定を受けた方のうち、家庭で寝たきり又はこれに準ずる状態にある65歳以上の方
- 【内容】 月1回の寝具の乾燥消毒、及び年1回（2月頃を予定）の丸洗いもしくは水洗い
※丸洗いと水洗いのどちらかを選択
- 【利用料】 無料
- 【窓口】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150
各地域包括支援センター（P, 2～7）



■ 中等度難聴者補聴器購入費助成

- 【対 象】 調布市内に住所を有する 18 歳以上の方で、以下のすべてに該当する方
- (1) 18 歳から 64 歳の方：市町村民税非課税世帯である
65 歳以上の方：市町村民税非課税である
 - (2) 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない
 - (3) 聴力が両耳とも 40 デシベル以上 70 デシベル未満
 - (4) 過去 5 年間にこの制度による助成を受けていない
- 【内 容】 公益財団法人テクノエイド協会が認定する「認定補聴器専門店」で補聴器を購入した場合、上限 4 万円を助成。
※市で利用承認されてからの購入分が対象となります。
- 【窓 口】 高齢福祉担当 ☎ 0 4 2 - 4 8 1 - 7 1 5 0



■ 車椅子の貸出し

- 【対 象】 利用者または申請者が市内在住で、介護保険の福祉用具の貸与に該当しない在宅の方
- 【貸出期間】 3 か月以内
※更新手続きをすれば必要に応じて延長可能です。
- 【利用料】 月 300 円
- 【窓 口】 調布市社会福祉協議会
☎ 0 4 2 - 4 8 1 - 7 6 9 3



■ 特殊詐欺撃退「自動通話録音機」無料貸出

- 【対 象】 市内に居住する全世帯
※1世帯につき1台の貸し出しとなります。
- 【内 容】 特殊詐欺などの防止対策として、「自動通話録音機」
を無料で貸し出します。この録音機は、特殊詐欺など
の犯人からの電話を受けない対策として、設置電話機
の呼出音が鳴る前に、自動で警告メッセージを流し、
犯人へ警告を与えることで被害を未然に防止します。
- 【利用料】 無料 ※電気代は自己負担となります。
- 【申込方法】 ① 窓口で機器をお渡しいたしますので、貸与申込書を総合防
災安全課の窓口へ直接持参してください。
② 貸与申込書は総合防災安全課窓口で配布している他、市ホー
ムページからダウンロードできます。
③ 運転免許証・マイナンバーカードなど氏名、住所、年齢がわ
かるものを持参してください。
④ 在庫が無くなり次第終了となります。
- 【窓 口】 文化会館たづくり西館3階総合防災安全課
- 【問 合 せ】 総合防災安全課生活安全係
☎ 0 4 2 - 4 8 1 - 7 5 4 7

■ 指定収集袋（ごみ袋）の交付

- 【内 容】 下記の世帯を対象に指定収集袋を交付します。
- 【対 象】 令和8年1月1日現在，調布市在住の75歳以上の方のみの世帯で，令和6年1月から12月までの収入が年金のみ，または収入がない世帯及び老齢福祉年金受給世帯。
※対象者には市から申請書を郵送しています。
- 【交付枚数】 該当する世帯には申請に基づき，年間一定枚数（最大100枚）を限度として，指定収集袋（SまたはM袋）をお渡ししています。
- 【交付場所】 資源循環推進課窓口（市役所2階），各地域福祉センター，市民プラザあくろす3階
※混雑防止のため，対象者ごとに交付期間を定めております。
- 【問 合 せ】 資源循環推進課 ☎042-306-8781

■ おむつ袋の交付

- 【内 容】 おむつを使用している高齢者・乳幼児のいる世帯などに対して交付します。
※対象者1人1回につき，20枚を上限としてお渡しします。
- 【交付場所】 資源循環推進課窓口（市役所2階），資源循環推進課（クリーンセンター），各地域福祉センター，神代出張所，市民プラザあくろす2階・3階，各児童館，子ども家庭支援センターすこやか（ココスクエア2階），西部・北部公民館，ふじみ交流プラザ，子ども発達センター
- 【問 合 せ】 資源循環推進課 ☎042-306-8781



■ ふれあい収集

【内 容】 家庭ごみを所定の排出場所まで持っていくことが困難な方を対象に、玄関先までごみの収集に伺います。

【対 象】 下記のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯

- ① 要介護1以上の認定を受けた方
- ② 身体障害者1・2級の手帳を交付された方
- ③ 精神障害者保険福祉手帳1・2級の手帳を交付された方
- ④ ①②③の世帯に準ずると認められる方

※ 粗大ごみの持出しは、上記に該当する方のほか高齢者（65歳以上）も対象です。

※ 対象者の状態やご親族等の協力者がいる方などご利用いただけない場合があります。

【窓 口】 資源循環推進課 ☎042-306-8200



すまい

住宅改修費の助成

※この制度の利用をご検討の方は、必ず、事前に各地区の地域包括支援センターへご相談ください。

- ・工事済みのものについては対象外です。
- ・訪問調査を実施し、改修の必要性などを確認し、審査の結果適切な改修と判断できた場合に限り助成します。

※介護保険サービスの利用を優先します。

【内 容】 1 予防給付

(介護保険非該当の認定を受けた方のみ。)

手すりの取付け，段差の解消，床材の変更，扉の取替え，便器の洋式化

2 設備改修給付

(介護保険制度が優先です。)

浴槽，流し・洗面台の取替え，便器の洋式化

【費用】 1・2共に，改修にかかる費用の1割。ただし，給付の限度額があり，それを越えた額は自己負担となります。

【対象】 住宅改修をしなければ在宅生活が著しく困難だと認められ，住宅の改修により在宅生活を維持することができる65歳以上の方

【対象外】 1 新築，増築，改築工事，修理に併せての実施

2 世帯の生計中心者（同居家族を含む）の総所得金額が，700万円超の方

3 改修後の申込みはできません。

【審査時に必要な書類】 申請書，前年の所得状況が分かる書類（同居家族を含む），見積書，改修前後の立面図・平面図，自己所有以外は改修承諾書

【窓口】 各地域包括支援センター（P，2～7）

【問合せ】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150



■ バリアフリー適応住宅改修補助

【対象】① 住宅の所有者かつ6か月以上居住している方。ただし、所有者の承諾がある場合に限り賃貸借契約者も対象とします。

（共有者がいる場合は、承諾書が必要です。）

② 納期の経過した市税を完納している方

③ 補助対象工事において、現に市の他の同様の補助金、給付金及び助成金等を受けていない工事、又は受けない工事

④ 市内事業者が施工する工事

※上記ほか条件あり。

【内容】 次の改修工事等を実施する際、補助対象工事経費の1/2に相当する額を補助（上限10万円）します。

段差の解消、廊下・出入口の幅の確保、手すり（浴室・階段・廊下・トイレ又は玄関）の設置、車椅子対応キッチンの設置ほか

対象工事の内容については下記窓口までお問い合わせください。

【手続】 工事の契約をする前に、住宅課に相談のうえ申請をお願いします。申請前に工事の契約をすると補助を受けることができませんので、ご注意ください。

申請の締切は例年12月頃です。（予算の都合で締切前に終了する場合があります。）

※詳細については、下記窓口までお問い合わせください。

【窓口】 住宅課住宅支援係 ☎042-481-7545

■ 家具転倒防止器具等取付事業

- 【対象】 65歳以上のひとりぐらし及び65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- 【内容】 タンス，食器棚，本棚等の家具を家屋の柱，壁等に固定します。
- ① 器具数量 家具1台につき2個まで
- ② 取付家具台数 1世帯につき5台まで
- 【取付費用】 無料（器具と取付け補助材は実費）
- 【窓口】 高齢福祉担当 ☎ 042-481-7150
各地域包括支援センター（P，2～7）

■ 高齢者向け優良賃貸住宅（UR都市再生機構）

- 【内容】 満60歳以上の単身の方や二人以上の世帯の方を対象とした賃貸住宅で，高齢者の方が安心してお住まいいただけるように改良したものです。一定以下の所得の方には，家賃負担の軽減措置がとられることがあります。
- 【手続】 毎月募集があり，抽選及び先着順により入居者を決定します。
- 【窓口】 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
☎ 03-3347-4375 または
0120-411-363
ホームページは， <https://www.ur-net.go.jp/>
住宅課公営住宅係 ☎ 042-481-7141

● UR調布エリア現地案内所

- 【窓口】 調布市小島町3-51-2
シティハイツ調布小島町2-103
☎ 042-440-3781
- 【案内時間】 午前10時～午後5時
（定休日：水曜日）



■ 高齢者住宅（シルバーピア）

- 【対象】 次の①～⑤すべてに該当する方
- ① 65歳以上でひとりぐらしの方
 - ② 市内に3年以上居住している方
 - ③ 現在、住宅に困窮していることが明らかな方
 - ④ 暴力団員でない方
 - ⑤ 収入（厚生年金や国民年金等を含む）が法令等に定められた基準内である方
- 【内容】 市が借上げた3か所の民間共同住宅を提供します。
- ・シルバーピア深大寺（深大寺北町5-35-26）
 - ・シルバーピア柴崎（柴崎1-46-1）
 - ・シルバーピアせせらぎ（国領町7-29-1）
- 間取り（全戸）／1K（6畳）風呂・トイレ付
- 【手続】 空き家が出た場合に、市報で入居希望者を募集
- 【窓口】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150

■ 都営住宅（シルバーピア）

- 【対象】 ① 都内に継続して3年以上居住する65歳以上の単身の方、または二人世帯（配偶者はおおむね60歳以上）の方
- ② 所得（厚生年金や国民年金等を含む）が定められた基準内である方
 - ③ 住宅に困っている方等
- 【手続】 年2回（8月及び2月）募集があります。
※抽選により、入居者を決定します。
- 【窓口】 東京都住宅供給公社募集センター
☎03-3498-8894
住宅課公営住宅係
☎042-481-7141

■ 市営住宅

【対 象】 家族向け住戸は次の①から⑤の全てに該当すること、
単身者向け住戸は次の①から⑥の全てに該当することが
必要です。

① 申込者本人が市内に6か月以上居住していることが、
住民票などで確認できること

② 同居親族がいること（単身者向けについては原則と
して親族と同居していない単身者であること）

③ 所得が定められた基準以内であること

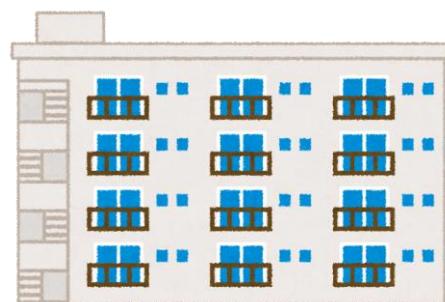
④ 住宅に困っていること

⑤ 暴力団員でないこと

⑥ 60歳以上の方、または障害者基本法第2条に規
定する障害者等の資格要件にあてはまる方

【手 続】 年2回（6月及び12月）募集があります。

【問 合 せ】 住宅課公営住宅係 ☎042-481-7141



■ 住まいぬくもり相談室

【対 象】 高齢者、障害者、子育て家庭など、様々な事情によ
り住まいにお困りの方

【内 容】 「調布市居住支援協議会（すまいサポート調布）」の
相談員が相談者の状況をお伺いしながら、適切な民間
賃貸住宅の情報の提供や福祉サービス、行政支援など
をご紹介します。（※事前予約制）

【会 場】 市役所2階 市民ロビー相談室（2）

【実 施 日】 第1・第3・第5木曜日 午後1時15分～午後4時10分

【利 用 料】 無料

【問 合 せ】 住宅課公営住宅係 ☎042-481-7988

■ 養護老人ホーム

- 【対 象】 環境上の理由と経済的理由により、居宅で生活することが困難な65歳以上（事情がある場合は60歳以上）の方
- 【内 容】 食事等の提供，その他日常生活上必要なサービスを受けることができます。
- 【利用料】 所得に応じて本人及び扶養義務者の費用負担があります。
- 【窓 口】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150

【施設等をお探しの方へ】

東京都内の最新情報

東京都福祉局のホームページで公開しています。

「東京都福祉局トップページ」

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp>

⇒ 「高齢者」 ⇒ 「施設案内」 ⇒ 「施設一覧」

⇒ 「施設をお探しの方へ」

全国の最新情報

独立行政法人福祉医療機構のホームページで公開しています。

「WAMNET」 <https://www.wam.go.jp>

貸付

生活福祉資金貸付

【対象】 高齢者世帯（日常生活上療養，又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯）※収入基準あり

	内 容	貸付限度額	返 済 方 法
福 祉 費	転居費	50万円	6か月据置3年以内 償還
	福祉用具等購入費	170万円	6か月据置8年以内 償還
	住宅の増改築・補修費等	250万円	6か月据置7年以内 償還
	療養費	170万円	6か月据置5年以内 償還
	介護等費	170万円	6か月据置5年以内 償還

※原則連帯保証人が必要。保証人有なら無利子，無なら年1.5%

【窓口】 調布市社会福祉協議会 ☎042-481-7693

不動産担保型生活資金

【対象】 現在居住している自己所有の不動産に将来にわたり住み続けることを希望する高齢者世帯で，以下のすべての要件を満たす方

- ① 借入申込者が不動産を単独所有（同居の配偶者との共有も可）しており，評価額が原則1,500万円以上
- ② 不動産に利用権・抵当権等の担保権の設定なし
- ③ 配偶者または親以外の同居人なし
- ④ 65歳以上の高齢者世帯
- ⑤ 市民税非課税程度の低所得世帯

【内容】 所有する不動産（集合住宅は対象外）を担保として，生活資金を貸付けます。

- ① 貸付月額 30万円以内
- ② 資金交付 原則3か月ごとに交付
- ③ 貸付限度額 土地評価額の70%
- ④ 貸付期間 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間
- ⑤ 貸付金利子 年3%または長期プライムレートのいずれか低い方

【窓口】 調布市社会福祉協議会 ☎042-481-7693

■ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

【対 象】 自宅を所有する要保護状態の高齢者世帯で、以下のすべての要件を満たす方

- ① 借入申込者及び同居の配偶者が65歳以上の世帯（配偶者以外の同居人は65歳未満でも可）
- ② 当制度を利用しなければ生活保護になると福祉事務所が認めた世帯
- ③ 借入申込者が不動産を単独所有（同居の配偶者との共有も可）しており、評価額が500万円以上
- ④ 不動産に利用権、抵当権等の担保権の設定なし

【内 容】 所有する不動産（集合住宅も可）を担保として生活資金を貸付けます。

- ① 貸付月額 福祉事務所が定める額（生活扶助費の1.5倍以内）
- ② 資金交付 毎月5日
- ③ 貸付限度額 土地評価額の70%（集合住宅は50%）
- ④ 貸付期間 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間
- ⑤ 貸付金利子 年3%または長期プライムレートのいずれか低い方

【窓 口】 調布市社会福祉協議会 ☎042-481-7693
生活福祉課 ☎042-481-7097

その他のサービス機関

■ 公益社団法人調布市シルバー人材センター

調布市シルバー人材センターは、シニア世代が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する公益社団法人です。

シニア世代の就労による積極的な社会参加を行うことで、地域活性化の中心的役割として活動しています。

市内の企業、家庭、公共団体から仕事を受注し、シルバー人材センターの登録会員が就業しています。

【登録方法】 毎月第2木曜日開催の入会説明会に出席，または当センターホームページにて「オンライン入会」の動画等を視聴。

【ホームページ】 <https://www.chofu-sc.or.jp>

【就業のしくみ】 請負契約または派遣契約
臨時的・短期的・軽易な業務となるため、週20時間以内での就業になります。

【問合せ】 小島町3-87-4 ☎042-487-9375



【会員登録のメリット】

- ☆就業・・・収入を得る/健康維持/フレイル予防
- ☆社会貢献・・・ボランティアへの参加
- ☆交流・・・会員交流イベントへの参加



@CHOFU.SILVER
調布市
シルバー人材センター
公式Instagram

ふすま、障子、クロス、網戸の張り替え・大工・左官・植木剪定・畳替え・草刈・除草・清掃・軽作業・施設管理・パソコン指導・筆耕・配布作業・和洋裁・家事援助（掃除・洗濯・買い物・調理・育児支援・話し相手・植物の世話等）・学習教室・英会話・中国語教室・空き家維持管理
※高齢者の就業相談以外に、仕事のご依頼も承っております。



『調布ゆうあい福祉公社』とは

「住み慣れた地域で、安心して生活し続けたい」それは、多くの方々の願いです。

調布ゆうあい福祉公社は、高齢者や障害のある方等に、市民相互の助け合いを基本とした自立支援のための質の高いサービス提供を行いその願いを実現しようとする組織です。

「困ったときはゆうあいへ、困ってなくてもゆうあいへ」生活上のお困り事は、ご相談ください。

【所在地】 国領町3-8-1
☎042-481-7711

(1) 会員サービス

【対象】 市内在住の65歳以上の方や心身に障害のある方、ひとり親家庭や病弱な方及び産前産後の方等（利用会員として登録していただきます。）

【会費】 1,000円/月

【内容】① 基本サービス

利用会員として登録された方は、誰でも利用できるサービスです。

＜日常生活相談サービス＞

ソーシャルワーカーが訪問やお電話で、利用会員のみなさんの日常生活上における悩みについて相談に応じます。

② ホームヘルプサービス

掃除・買い物・食事の支度・洗濯・薬とり・外出・通院の付き添いなど、自立した生活をおくるために必要なサービスを援助します。

料金 1,000円/1時間（500円/30分）

＜利用時間＞ 午前8時～午後6時

※土曜、日曜、祝日、年末年始を除く

※時間外の利用については、ご相談ください。

③ 食事サービス

栄養バランスを考えた手作りの食事を宅配し、ご様子を確認いたします。何らかの理由で食事作りが困難な方などにご利用いただけます。

月曜日～日曜日 昼食・夕食の宅配

料金 850円/1食

※お届けする食事は、食物アレルギーに対応しておりませんので、ご了承ください。

④ 一般相談サービス

利用会員及び市民の方のご相談に幅広く対応いたします。いずれも無料・予約制です。

・専門医による健康相談

内科，精神科医師による健康相談を隔月に予約制で行います。

・弁護士による法律相談

弁護士による法律相談を隔月に予約制で行います。

・福祉機器・介護用品の貸出し

公社で保有している福祉機器等を必要に応じて貸出しします。

(2) 生活支援コーディネート事業「ちょこっとさん」

【対象】 65歳以上のひとりぐらし又は高齢者世帯の方

【利用料】 300円／1回（30分程度）

【内容】 電球の取替えや物の上げ下ろし等のちょっとした作業を，地域のボランティアがお手伝いします。

【受付時間】 午前9時から午後5時まで（月～金曜日（祝日除く））

(3) 調布市地域包括支援センター ゆうあい（P，6）

高齢者の方やご家族の方が，地域で安心して暮らせるよう，福祉や介護に関する様々な相談ができる総合相談窓口です。

(4) 調布市国領高齢者在宅サービスセンター

介護が必要な高齢者の方に活動・機能訓練（リハビリ）・昼食・送迎・入浴等のサービスを提供します。介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスも実施しています。

(5) 調布市認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを実現するため認知症の方や家族の応援者として，認知症の基本的な知識を学ぶ講座です。定期開催の他，個別にも開催しています。

(6) 居宅介護支援事業

在宅で生活をされる要介護認定を受けられた方が，適切に介護保険サービスを利用できるよう，介護支援専門員が居宅サービス計画（ケアプラン）の作成をお手伝いします。

(7) 訪問介護事業

在宅で生活される要介護認定を受けられた方へ，排泄・食事・入浴介助などの身体介護を提供します。掃除・買物・食事の支度・洗濯・薬とりなどの生活援助，介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスも実施しています。

(8) だれでもカフェ(認知症カフェ)

当事者・家族・専門職・地域の方が交流できる場として、認知症高齢者や介護する家族等が、安心して地域で生活できるよう支援します。

【対象】市民

【内容】①だれでもカフェこくりょう 毎月第4日曜日

午後1時～午後2時30分

②だれでもカフェぷちぼあん 不定期開催

(9) 調布市入間町地域密着型認知症デイサービス ぷちぼあん

介護予防又は介護が必要な認知症高齢者の方に、趣味活動・体操・昼食・送迎・入浴等のサービスを提供します。

【所在地】入間町3-22-5 ☎03-3483-1681

(10) ケアラー相談支援

【対象】介護・看護等でお困りのご本人・ご家族，地域住民，教職員，専門職，関係者など

【内容】個別相談（対面・オンライン）により社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員等の相談員がお話を伺います。

このほか、ケアラーサポートブック，ケアラー支援マップ（年1回発行），ケアラー向け介護技術講座などがあります。

【窓口】調布ゆうあい福祉公社

☎042-481-7711

専用フォームからも申込み出来ます。



調布市社会福祉協議会（社協）

◆ 社協ってなあに？

社協は、地域において住民が主体となり、住民の立場から福祉の課題に取り組み、住民の福祉を増進することを目的として設立された民間の福祉団体です。

◆ なにをしているの？

市民のみなさんや関係者の参加と協力を得て、住民一人ひとりが互いに支えあい、誰もが安心していきいきと暮らすことができる「福祉のまちづくり」をめざして、福祉についての情報提供（機関紙「ふくしの窓」の発行等）、福祉に関する相談事業のほか



、出前講座等の福祉学習活動、ボランティア活動・市民活動等の推進、ひとりぐらし高齢者の見守り事業等福祉サービスの提供、福祉の資格取得のための研修等さまざまな事業を行っています。（高齢者の各事業については各々の項目をご覧ください。）

◆ **どんな組織なの？**

社協は、地域福祉活動の主体である市民のみなさんが構成員となり、活動や事業を自主的に行っています。その運営に当たる役員は自治会や民生委員の代表、ボランティア、福祉施設・団体、行政関係者、学識経験者等で組織され、地域のみなさんのさまざまな声が反映されるようになっていきます。

◆ **財源は？**

住民主体である社協は、市民のみなさんに協力金（会費）や募金にご協力いただくことで資金面でも社協を支えてもらっています。そのほかに寄付金や行政からの補助金、委託金等が主な財源です。

【所在地】 小島町2-47-1 総合福祉センター
☎042-481-7693

(1) **小地域交流事業**

【対象】 地域住民

【内容】 地域の中での世代間交流を目的に、市内13か所において、子どもから高齢者まで誰もが参加し楽しめる行事や交流活動を企画・実施します。

【会場】 地域福祉センター（P、37～40）など

【開催時期】 機関紙「ふくしの窓」や市報、チラシにてお知らせします。

【窓口】 調布市社会福祉協議会 ☎042-481-7693

(2) **地域福祉権利擁護事業**

【対象】 高齢者や障がいのある方で、日常生活に不安のある方

【内容】 ①福祉サービス利用援助

福祉サービスを利用する手続き、その利用料の支払い、福祉サービスについての苦情解決制度を利用する際の手続き援助等

②日常的金銭管理サービス

年金や福祉手当の受領に必要な手続き、日常生活に必要な預貯金の払戻し・預け入れ手続き、税金、社会保険料、公共料金、医療費、家賃などの支払い手続き等

③書類等預かりサービス

通帳、年金証書、保険証書、銀行印などのお預かり

※現金、宝石、株券、鍵などはお預かりできません。

【利用料】 相談は無料です。

内 容	福祉 サービス 利用援助	日常的金銭管理サービス		書類等の預かりサービス
		通帳・印鑑 を自己管理 する場合	通帳・印鑑を社協に預 ける場合	
料 金	1回1時間まで 1,000円 超過後は30分までご とに500円を加算	1回1時間まで 1,500円 超過後は30分までご とに500円を加算	1か月 1,000円	

【窓 口】 調布市社会福祉協議会
 ちょうふ地域福祉権利擁護センター
 ☎042-481-7766

(3) あんしん未来支援事業

【対 象】 次の①～③すべてに該当する方

- ① 調布市に住む65歳以上の高齢者で、支援してくれる親族がいない方
- ② 現在は自立されていて、判断能力があり、一般的な契約行為が可能な方
- ③ 現在居住している不動産を除いた契約時の資産額が3,000万円未満の方

【内 容】 頼れる親族がいない方に対し、生前の定期訪問、入院時のお支払い、死後の葬儀・埋葬、公正証書遺言に基づく遺言執行等を行います。

① 見守りサービス

月1回の電話又は訪問による定期的な安否確認

② 日常生活支援サービス

福祉サービスについての相談、手続き支援、預貯金の払戻し等の手続き支援等

③ 緊急時等支援サービス

入院、福祉施設への入所のための手続き支援、入院・入所に伴う費用の支払い支援、死亡時の葬儀・埋葬等に要する手続き等の支援等

④ 書類等預かりサービス（オプション）

【利用料】 預貯金と収入に応じ利用料の基準が異なります。詳しくはお問合せください。

【手続き】 ・緊急時等支援サービスを行うために、預託金（100万円ほど）が必要になります。

・預託金を契約者ご本人にお返しすることができない場合のために、公正証書遺言を作成して、返還先を決めておくことが必要です。

・支援方法の確認、公正証書遺言の用意等、準備期間を必要とするため、相談を受けてすぐに契約・支援をすることはできません。また、相談を受けるにあたって、資産や収支状況を確認させていただく事になります。

【窓 口】 調布市社会福祉協議会
 ちょうふ地域福祉権利擁護センター
 ☎042-481-7766

(4) ひだまりサロン

【対 象】 地域住民

【内 容】 住み慣れた地域で一人ひとりが孤立することなくお互いに助け合い安心した生活が送れるよう、交流の場づくりを進めています。自宅や公共施設などで定期的開催しお茶やおしゃべりだけでなく、各サロンが工夫を凝らした活動を行っています。

【窓 口】 調布市社会福祉協議会
 ☎042-481-7693

	団体名	活動日時	活動場所	活動内容
1	緑ヶ丘おしゃべりサロン	第2火曜・第3月曜 13:30～15:30	緑ヶ丘2丁目 【緑ヶ丘地域福祉センター】	おしゃべり、ピアノ伴奏に合わせた歌、体操
2	国領ひだまり	第2・第4金曜 13:00～14:30 (祝日は休み)	国領町2丁目 【調布市市民プラザあくろす】	お茶、おしゃべり
3	ゆたかサロン	第1・第3火曜 10:00～12:00	染地2丁目 【ライオンズマンション 1階談話室】	茶話会
4	ひだまり入間	第3火曜 13:00～15:00	入間町1丁目 【入間地域福祉センター】	茶話会、ぼけない君ピ ー玉
5	そよ風サロン	第1月曜・第4木曜 14:00～16:00	小島町2丁目 【個人宅】【調布住宅集会室】	歌、体操、読書、学習 会、 ミニ音楽コンサート
6	トラジ会	第1木曜・第3土曜 11:00～14:00	上石原3丁目 【西東京南部同胞生活相談 総合センター】	食事、体操、軽スポー ツ、相談
7	ふれあいランチ	第1・第4木曜 12:00～14:00 (祝日は休み)	染地1丁目 【シルバーピア調布染地集会室】	食事、歌

	団体名	活動日時	活動場所	活動内容
8	農園サロンののはな	毎週火曜 (雨天中止) 9:00~11:00 夏期 8:00~10:00 (7:30~9:30)	西つつじヶ丘 2 丁目 【畑】	園芸
9	飛田給ひだまり	第 2 木曜 13:00~15:00	飛田給 3 丁目 【西部ふれあいの家】	茶話会, 健康体操, 軽スポーツ
10	農園サロンぴーまん	月 2 回土曜 (雨天中止) 9:00~11:00	西つつじヶ丘 2 丁目 【畑】	園芸
11	調布ケアラーの会 クローバー	第 3 木曜 13:00~15:00 (16:00)	国領町 2 丁目 【調布市市民プラザあくろす】	家族介護者の集いの場
12	緑ヶ丘健康麻雀サロン	毎週木曜 13:00~16:45	緑ヶ丘 2 丁目 【緑ヶ丘地域福祉センター】	麻雀
13	緑ヶ丘一丁目自治会 グリーンサロン 2	第 2・第 4 木曜 12:45~14:15	緑ヶ丘 2 丁目 【緑ヶ丘小学校ふれあい給食室】	歌
14	野川芝桜の会	第 2・第 4 日曜 9:30~11:00 夏期 8:30~10:00	佐須町 4 丁目 【野川河川敷】	芝桜の手入れ, 野川の清掃
15	アズランカ	第 2・第 4 水曜 9:30~11:30	上石原 3 丁目 【マンション個人宅】	子育て, 手芸, ワークショップ
16	ひまわり	第 2 水曜 12:00~13:00 毎月末土曜 12:30~17:00 (祝日は休み)	上石原 3 丁目 【ネオコーポ調布多摩川集会室】	食事, 料理, 麻雀
17	童謡を歌う会 シンガーズ・グリーン	第 2 金曜 10:00~11:30	緑ヶ丘 2 丁目 【緑ヶ丘地域福祉センター】	歌う姿勢や身体の使い方などを学び, 抒情歌や懐かしい歌などを楽しむ
18	上布田大好き OG/OB会	第 1・第 3 月曜 (基本) 13:30~16:00 (祝日は休み)	布田 1 丁目 【上布田自治会館】	食事, 相談, ものづくり, 街中の話題, 自分PR
19	染地ふれあいサロン	第 3 水曜 13:30~15:30	染地 3 丁目 【染地ふれあいの家】	歌(ピアノ伴奏つき), 体操, 手芸, 出前講座
20	サロン木洩れ陽	第 2 金曜・第 4 月曜 11:00~13:00 (祝日は休み)	布田 5 丁目 【調布市こころの健康支援センター別館】	食事, おしゃべり
21	手話でひだまり in 富士見	第 4 土曜または第 5 土曜 13:30~15:30	国領町 2 丁目 【調布市市民プラザあくろす】	手話の勉強会
22	自主トれたんぼぼ	毎週木曜 (祝日は休み) 10:00~11:30	富士見町 4 丁目 【富士見地域福祉センター】	体操

	団体名	活動日時	活動場所	活動内容
23	なかま  町づくり	第1・第3月曜 ・毎週水曜 (雨天中止) 13:00~15:00	深大寺東町8丁目 【深大寺東第1自治会集会場】	好きなものづくり, おしゃべり
24	金子ひだまり	毎週水曜 9:30~11:30	国領町3丁目 【国領3丁目第2アパート 集会所】	輪投げ
25	くすのき絆サロン	第1・第3月曜 13:00~16:00	国領町3丁目 【都営調布くすのきアパート1号棟 集会室】	水彩画, 塗り絵, お茶会
26	メイプルカフェ	第2・第4水曜 14:00~16:00	布田4丁目 【メドウイン調布1階】	介護について話合う
27	多摩川太陽グループ	第2木曜 13:30~15:00	下石原3丁目 【下石原地域福祉センター】	茶話会, 体操, 軽スポーツ, 絵手紙, 粘土, 編物, 出前講座, 押し花アート
28	花カフェ	第1火曜 13:00~15:00 第3火曜 14:20~15:50 (祝日は休み)	小島町3丁目【シェアサロン ラリス】 多摩川3丁目【そんぼの家S調布】	コーヒー, 紅茶, 菓子, 会話
29	みかん健康体操	月2~3回月曜 前半 9:50~10:50 後半 11:10~12:10	国領町8丁目 【ライフタウン国領集会室】	体操
30	ポーノ・ポーノ	第1・第3火曜 13:00~15:00	小島町2丁目【文化会館たづくり】	体操
31	くすのき健康麻雀サロン	毎週木曜 第1・第3土曜 12:30~16:45	国領町3丁目 【都営調布くすのきアパート1号棟 集会室】	健康麻雀
32	若葉カフェ	第3水曜 13:30~16:30	若葉町3丁目 【東部公民館】	歌, アトラクション (人形劇), ミニ勉強会, その他
33	なごみ深大寺	第4金曜 13:30~15:30	深大寺北町2丁目 【深大寺地域福祉センター】	歌(ハーモニカ伴奏), 折紙
34	なんてたってクラシック	第3水曜 14:00~16:30	染地3丁目 【染地地域福祉センター】	主にCDによる クラシック鑑賞
35	わかくさサロン	第3土曜 10:00~11:30	八雲台1丁目 【都営八雲自治会館】	お茶会, 頭の体操, 小物づくり
36	ふじみ手芸とおしゃべりサロン	第2・第4水曜 13:00~15:00	富士見町4丁目 【富士見地域福祉センター】	前掛け, 雑巾袋, カバーなどの作製
37	うたごえ喫茶 in 富士見	第3土曜 13:30~15:30	富士見町4丁目 【富士見地域福祉センター】	ピアノ生演奏, 歌

	団体名	活動日時	活動場所	活動内容
38	オアシス深大寺	第1月曜 13:30～15:30	深大寺元町3丁目 【個人宅】	茶話会, 手芸, 情報交換, 出前講座, 脳トレ
39	テラ多摩川サロン	第1・第3火曜 10:00～10:45	多摩川5丁目 【フィットネス&カルチャースタジオ Terra】	体操
40	おひさまカフェ	第3金曜 14:00～16:00	深大寺元町1丁目 【個人宅】	相談, 出前講座
41	くすのきひだまり	第2・第4月曜 13:00～16:00	国領町3丁目 【都営調布くすのきアパート1号棟 集会室】	カラオケ, お茶会
42	早朝体操会	(体操)土曜を除き毎日 (その他活動) 第1火曜 6:15～7:30	小島町2丁目 【調布市役所前庭】他	健康体操, 太極拳, サロン
43	りはびり麻雀の会	毎週火曜 第2・第4土曜 13:00～17:00 (祝日は休み)	染地3丁目 【染地地域福祉センター】	麻雀
44	AMK ふれあい ネットワーク	毎週月曜(祝日・雨天中止) 時間は活動項目により様々	国領町7丁目 【朝日マンション国領の諸施設】	懇親会, 同好会, 各種イベント
45	杜と光のサロン	第1木曜 14:00～15:30	富士見町3丁目 【アトラス調布ガーデンカフェ】	輪投げ, おしゃべり
46	エンジョイピンポン	毎週土曜 9:00～12:00	富士見町4丁目 【富士見地域福祉センター】	ピンポン
47	山野園芸サロン	毎週火曜 8:00～9:00	深大寺北町3丁目 【神代の杜】 その他農園など	特養ホームの花・野菜づくり, 清掃活動, 入所者との交流
48	ほっとカフェ談	第3金曜 13:00～15:00 第5週目のいずれか 13:30～15:00	上石原2丁目 【西部地域福祉センター】	談笑, 朗読, フレイル予防
49	ひだまりテニス	第2・第4火曜 12:00～14:00	染地2丁目 【市民多摩川テニスコート クラブハウス】	テニス
50	寿会	第2金曜 14:00～16:00	緑ヶ丘2丁目 【緑ヶ丘地域福祉センター】	今日を語り, 明日を想う生涯学習
51	友悠麻雀初心者クラブ	第2月曜, 第3水曜, 第4金曜 13:00～16:00	緑ヶ丘2丁目 【緑ヶ丘地域福祉センター】	麻雀
52	ズッキーニ	第4月曜 10:00～12:00	布田5丁目 【布田老人憩の家茶室】	ペン習字, ウクレレ (隔月)

	団体名	活動日時	活動場所	活動内容
53	手話ダンス すずらんサロン	第1・第3木曜 13:30～15:30	緑ヶ丘2丁目 【緑ヶ丘地域福祉センター】	手話とダンスの練習
54	ひだまりあみもの	第1・第3金曜 13:00～16:00 (祝日は振替)	国領町8丁目 【ライフタウン国領 第1・2集会場】	あみもの
55	CoCo オアシス	第2土曜, 偶数月 は月2回(他月1 回ランダム) 13:00～15:30	布田5丁目 【調布市こころの健康支援センタ ー別館】	ゲーム, 麻雀, おしゃ べり, くつろぎ
56	みんなよってっ亭	第2・第4火曜 10:00～11:30	国領町3丁目 【都営調布くすのきアパート 4号棟集会室及び前】	歌, 懇談
57	ハッピーマニア	第3日曜 10:30～12:00	菊野台1丁目 【菊野台地域福祉センター】	子育て, 軽スポーツ
58	ひまわりテニス 日曜日クラブ	第1火曜・第1木 曜・第2日曜 12:00～14:00 12:00～16:30	佐須町5丁目 【神代中学校テニスコート】他	テニス
59	まちかどサロン	第3水曜 10:00～12:00	緑ヶ丘2丁目 【緑ヶ丘地域福祉センター】	食事, 歌, 体操, 朗 読, 紙芝居
60	飛田給ひまわりの会	月1回, 曜日不定期 10:00～12:00	上石原3丁目 【西部公民館】	歌, 体操, 折紙, 工 作, 勉強会, 交流会
61	メリーゴーランド	第1木曜・第3月曜 13:30～15:30 (祝日は振替)	小島町2丁目 【たづくり3階 他】	交流歓談
62	三火会	第3火曜 13:00～16:00	深大寺東町7丁目 【野ヶ谷ふれあいの家】	茶話会
63	みんなの体操サロン	第4木曜 13:30～14:00 (祝日は休み)	上石原2丁目 【西部地域福祉センター】	体操
64	子育てママランチ うさくんち	第2火曜・第3水曜 12:00～14:00	佐須町4丁目 【個人宅】	ママの食事, 相談
65	うたごえサロン 金子の里	第4木曜 13:30～15:00	国領町3丁目 【国領3丁目第2アパート集会所】	歌
66	2・4火曜会	第2・第4火曜 10:00～12:00	深大寺東町1丁目 【深大寺こもれび】	体操
67	けやきぶんこ	第2金曜 10:00～11:00	上石原2丁目 【西部地域福祉センター】	絵本, 子育て
68	上石原ひだまり	第2・第4火曜 10:00～12:00	上石原2丁目 【上石原ふれあいの家】	10筋体操, 歌, 茶話 会

	団体名	活動日時	活動場所	活動内容
69	めだかの学校	第1・第3火曜 10:00～11:30 (祝日は休み)	八雲台1丁目 【八雲台ふれあいの家】	体操、茶話会
70	サロン・ド・わきあいあい	第1・第3火曜 10:00～12:00	国領町1丁目 【圓福寺】	おしゃべり、工作、 10筋体操
71	サロンひかるげんじ	第4木曜 13:00～15:00	西つつじヶ丘2丁目 【光源寺香ホール】	おしゃべり、体操、講 演会、講座
72	みんなDEネットサロン	第3水曜 10:00～12:00	下石原3丁目 【ノートルダム修道院 「友愛の家」】	スマホ、パソコン・ネ ット活用についての情 報交換、相談、お茶、 おしゃべり
73	かわせみ会	毎週金曜 10:30～12:00	入間町2丁目 【都営調布入間町二丁目アパート集会 室】	10筋体操、お茶、お しゃべり
74	スマホを楽しむ会	第2土曜 10:00～12:00 第3土曜 14:00～16:00	緑ヶ丘2丁目 【緑ヶ丘地域福祉センター】	スマホ・ネット等の活 用、お茶、おしゃべり
75	スマイル	第1水曜 13:00～16:00 第2水曜 10:00～12:00	八雲台1丁目 【八雲台ふれあいの家】	手芸、茶話会
76	野川サロン	第3金曜 10:00～11:00	深大寺元町1丁目 【深大にぎわいの里】	茶話会
77	歌の会よしだま	第2・第3月曜 13:00～15:00	八雲台1丁目 【個人宅】	歌、茶話会
78	なかよし	第2・第4水曜 18:00～21:00	緑ヶ丘2丁目 【緑ヶ丘地域福祉センター】	麻雀
79	調布サロコン	第3日曜 14:00～17:00	染地3丁目 【染地ふれあいの家】	音楽を通じて交流
80	いきいき脳トレ会	第2月曜・第3土曜 9:00～16:00	調布ヶ丘3丁目 【調布ヶ丘地域福祉センター】	麻雀、ランチ、おしゃ べり
81	談話室ろじうら	第2金曜 11:00～16:00 第4木曜 10:00～16:00	八雲台1丁目 【談話室ろじうら】	茶話会、麻雀、絵手紙
82	e友シルバース	第1月曜 9:30～12:00	国領町2丁目 【調布市市民プラザあくろす】	ゲーム
83	福笑 FuKuEmi	第1・第3火曜 13:00～15:30	国領町3丁目 【都営調布くすのきアパート1号棟集 会所】	茶話会
84	菊野台折り紙クラブ	第2木曜 10:00～11:30	菊野台1丁目 【菊野台地域福祉センター】	折紙

	団体名	活動日時	活動場所	活動内容
85	すみれの会	第2・第4火曜 14:00～16:00	布田1丁目 【上布田自治会館】	茶話会
86	あおい	毎週水曜・第3日曜 13:00～	調布ケ丘2丁目 【調布ケ丘2丁目アパート集会所】	10筋体操
87	ボードゲームとおしゃべりクラブ	月2回火曜 13:00～15:00	布田3丁目 【ぶくぶくボレボレの家】	ボードゲームとおしゃべり
88	ふじみ会	第1土曜 13:30～15:00	富士見町3丁目 【都営調布富士見町三丁目第2アパート集会所】	茶話会, 折紙, 工作, 歌
89	にじいろお話し会	月1回土曜または日曜 10:00～12:00	国領町5丁目 【布田駅南ふれあいの家】	LGBTフレンドリーな話題でのお話し会



民間のサービス機関

■ 東京民間救急コールセンター

～こんな時にご利用ください～

- 安定期の患者を入院先の病院から別の病院へ転院する時に
- 入院・退院や一時帰宅の時に。
- 引越し時のご病気の方の移動に。
- 空港や駅から、病院や自宅へ移動する時に。
- リハビリ、温泉治療などに出かける時に。

【コールセンター】

ナビダイヤル オミキユ オキユキユ

☎ 0570-039-099 (24時間年中無休)

※オペレーターによるご案内は、平日午前9時～午後5時

※公衆電話からの受付はできません。

【利用の際のメリット】

- 電話一本で最寄りの民間救急事業者やサポートCab（タクシー）事業者をご案内します。
- 当日のご利用でも、すぐに空いている民間救急事業者またはサポートCab事業者をご案内します。
- ご案内する民間救急事業者は、すべて東京消防庁の認定を受けていますので、安心してご利用いただけます。
- 民間救急には「寝台自動車」、「寝台・車いす兼用車」と「車いす専用車」があります。
- 歩行可能で通常の座席に座れる方には、「サポートCab（タクシー）」をご案内します。Cab事業者は、東京消防庁から救命講習受講優良証を交付されており、心臓マッサージや人工呼吸、AED（自動体外式除細動器）の操作などの救命手当の技能を持つ運転手が乗務し、車内には人工呼吸用のマスクを備えています。

【利用料】 ご利用料金は「民間救急車」「サポートCab」各事業者によって異なります。詳しくは案内された事業者を確認してください。

【窓 口】 公益財団法人 東京防災救急協会



■ 福祉有償運送

- 【対象】 下記のいずれかに該当し、タクシーなどの公共交通機関を利用して移動することが困難な方
- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ② 要介護認定を受けている方
 - ③ 要支援認定を受けている方
 - ④ その他の障害（肢体不自由，内部障害，知的障害，精神障害，発達障害，学習障害を含む）のある方
- 【内容】 東京運輸支局（国土交通省）に登録したNPO法人等が，車イスリフト車などを使い，公共交通機関を利用することが困難な方に対して個別輸送サービスを提供しています。
- 【手続】 利用方法，利用料金は各法人によって異なりますので，下記の各法人にお問い合わせください。
- 【窓口】 NPO法人調布ハンディキャブ
☎042-440-3860
NPO法人エクセルシア
☎042-483-3833
NPO法人ちょうふ自立応援団
☎042-489-3160



<民生児童委員（社会福祉委員）>

～こんな活動をしています～

地域の見守りとして

- ・ 常日頃から地域の中で活動しています。・ 関係機関と連携して福祉の向上に努めています。

相談相手として

- ・ 生活の中で心配ごと、困りごとのある方の相談にのります。

お知らせ役として

- ・ 福祉サービスの情報をお知らせしています。
- ・ 「こんな福祉サービスありませんか？」などお気軽にご相談ください。

かけ橋として

- ・ 要望に応じた福祉サービスを受けられるように、関係機関とのパイプ役になっています。

※相談内容については秘密を守ることが法律で義務づけられています。
どうぞ、安心してご相談ください。

【問合せ窓口】 福祉総務課 ☎042-481-7101

民生児童委員担当地区一覧表

令和8年2月現在

担当地区		委員氏名	担当地区		委員氏名
飛田給	1丁目1～26	井上 美樹	下石原	1丁目52以降	小室 大朋
	1丁目27以降	小林 和子		2丁目全域	北館 文佳
	2丁目1～22	石川 浩		3丁目1～46	石原 昌子
	2丁目23以降	野口 敏幸		3丁目47以降	國領 和典（代行）
	3丁目全域	野口 明恵			
上石原	1丁目1～16	林 隆	小島町	1丁目1～4	村井 千枝子
	1丁目17～35	増岡 恵子		1丁目5～18	加藤 美津
	1丁目36以降	板橋 幸義		1丁目19～30	村井 千枝子
	2丁目1～25	熊谷 己津子（代行）		1丁目31以降	加藤 美津
	2丁目26以降	熊谷 己津子		2丁目1～24	立川 幹雄
	3丁目1～35	田村 公		2丁目25以降	遠藤 恭子
	3丁目36～39	下平 悟（代行）		3丁目1～25	八倉 周子
	3丁目40～50	下平 悟		3丁目26～59	村岡 公子
	3丁目51以降	下平 悟（代行）		3丁目60以降	常見 理恵子
富士見町	1丁目全域	須永 きく江	布田	1丁目1～36	多田 京子
	2丁目1～16	日比生 信義		1丁目37以降	大鐘 俊也
	2丁目17以降	能登 和子		2丁目1～33	臼杵 京子
	3丁目1～18	市川 浩子		2丁目34以降	石井 洋子
	3丁目19以降（21除く）	鈴木 光子		3丁目全域	山口 龍二
	3丁目21	能登 和子		4丁目全域	吉川 円
	4丁目1～19	東窪 恵理		5丁目1～31	永谷 容子
	4丁目20以降	市川 浩子（代行） 東窪 恵理（代行）		5丁目32以降	新津 敏男
下石原	1丁目1～12	國領 和典		6丁目全域	荘司 和代
	1丁目13～26	小室 大朋			
	1丁目27～51	國領 和典			

担当地区		委員氏名	担当地区		委員氏名	
国領町	1丁目1～15	伊藤 兼一	多摩川	1丁目全域	小尾 美智子	
	1丁目16～31	橋本 重一		2丁目全域	小尾 美智子 (代行)	
	1丁目32以降	覚張 由紀夫		3丁目1～16	輿石 紀子	
	2丁目全域	小山 敦		3丁目17～48	濱野 昭一	
	3丁目1～6	宇治 和子		3丁目49以降	佐藤 恵子	
	3丁目8	宇治 和子		4丁目全域	輿石 紀子	
	くすのき1～2号棟	宇治 和子		5丁目1～5	鈴木 ひろ美	
	くすのき3～5号棟	相田 光一		5丁目6以降	三上 大	
	3丁目10～12	相田 光一		6丁目全域	松本 恭嘉	
	3丁目13以降	新井 敬二		7丁目全域	斉藤 厚子	
	4丁目1～10	石坂 良司	佐須町	1丁目全域	桑田 秀男	
	4丁目11以降	宮内 一則		2丁目全域	桑田 秀男	
	5丁目1～33, 70以降	金山 昭子		3丁目全域	内野 和彦	
	5丁目34～55	石坂 良司		4丁目1～14	内野 和彦	
	5丁目56～69	豊崎 祐司		4丁目15～68	星 裕康	
	6丁目全域	豊崎 祐司		5丁目全域	星 裕康	
	7丁目1～37	杉崎 美由紀		1丁目1～41	小川 満	
	7丁目38以降	杉崎 美由紀 (代行)		1丁目42以降	温井 正司	
	8丁目1	堀 英樹 (代行)		2丁目1～3	井熊 勝正	
	くすのき6～9号棟	堀 英樹 (代行)		2丁目4～10	三浦 詩子	
8丁目アパート1号棟	新井 敬二	2丁目11～13	井熊 勝正			
8丁目2	堀 英樹	2丁目14～22	池 誠			
ライフタウン1号棟	山口 真弓	2丁目23～38	三浦 詩子			
ライフタウン2・3号棟	堀 英樹	2丁目39以降	池 誠			
8丁目4番地1～6	堀 英樹	柴崎	1丁目1～31	小川 雅弘		
8丁目4番地7以降	山口 真弓		1丁目32以降	武藤 直子		
8丁目5以降	山口 真弓		2丁目1～23, 27～30	高山 千穂		
染地	1丁目全域		梅原 厚子	2丁目24～26, 31～35	鈴木 俊一	
	2丁目1～29 ※ (LM調布, LM調布多摩川除く) LM調布 LM調布多摩川		来田 めぐみ	2丁目36以降	井田 充枝	
	2丁目30～42		天下井 美帆子	3丁目1～24	関野 守男	
	2丁目43以降		来田 めぐみ (代行)	3丁目25～28	鈴木 俊一	
	3丁目全域, 都営住宅 (3-3-1含む) (多摩川住宅除く)		宮本 勝久	3丁目30以降	石川 珠紀	
	多摩川住宅ロ号棟1～11号棟		関 昭弘 (代行)	東つつじヶ丘	1丁目全域	田中 久勝 (代行)
	多摩川住宅ロ号棟12～15号棟		関 昭弘 (代行)		2丁目1～25	東村 達夫
	多摩川住宅ハ号棟1～8号棟, 11～12号棟	菊地 和夫	2丁目26以降		小島 攝子 (代行)	
	多摩川住宅ハ号棟9～10号棟, 13～19号棟	関 昭弘	3丁目1～21		田中 久勝	
	多摩川住宅ホ号棟	土橋 悟 (代行)	3丁目22以降		北川 美佳	
多摩川住宅ト号棟	土橋 悟	※ LM調布: ライオンズマンション調布				

担当地区		委員氏名	担当地区		委員氏名
西つつじヶ丘	1丁目1～26	坂本 宏之	調布ヶ丘	1丁目全域	篠宮 恭子
	1丁目27～46	森田 悦子		2丁目全域	大場 典子
	1丁目47, 48, 57, 58	池 誠		3丁目1～20	齊藤 秋生
	1丁目49～56	森田 悦子		3丁目21～40	小柳 みさ子
	2丁目全域	石井 喜元	3丁目41以降	田中 理恵	
	3丁目全域	海老水 和弘	4丁目全域	小島 嘉子	
	4丁目1～30	石井 美登里	深大寺元町	1丁目全域	大貫 貞夫
	4丁目31以降	熊谷 英子		2丁目1～7	大貫 貞夫
	神代団地1～4号棟	菰澤 加代子		2丁目8以降	黒瀧 直昭
	神代団地5～7号棟	角田 啓子		3丁目全域	黒瀧 直昭
	神代団地8～20号棟	菰澤 加代子		4丁目全域	矢田部 由美
	神代団地21～44号棟	角田 啓子	5丁目全域	矢田部 由美	
神代団地45号棟以降	熊谷 英子	深大寺北町	1丁目全域	土屋 晃一	
入間町	1丁目1～3		酒井 由美子	2丁目全域	内藤 和男
	1丁目4～8		貫井 恵子	3丁目全域	内藤 和男
	1丁目9～26		酒井 由美子	4丁目全域	棚木 めぐみ
	1丁目27以降		酒井 由美子	5丁目全域	矢田部 弘行
	2丁目1～19		村田 絹代	6丁目1～25	小林 章弘
	2丁目20以降		貫井 恵子	6丁目26以降	渡部 静夫
	都営入間1～6号棟		村田 絹代	7丁目全域	土屋 晃一
	3丁目全域	久家 優子	深大寺東町	1丁目全域	富澤 要二
仙川町	1丁目1～19	塚本 依子		2丁目全域	富澤 要二
	1丁目20以降	市原 淳子		3丁目全域	井上 一郎
	2丁目1～13	塚本 依子 (代行)		4丁目1～21	杉本 操
	2丁目14以降	夏井 住光 (代行)		4丁目22以降	井上 一郎
	3丁目全域	市原 淳子 (代行)		5丁目全域	杉本 操
緑ヶ丘	1丁目1～30	八木 久美		6丁目1～28	山口 静子
	1丁目31以降	八木 久美 (代行)		6丁目29以降	小阪井真樹子
	2丁目1～36	森田 晶子 (代行)	7丁目全域	小阪井真樹子	
	2丁目37以降	森田 晶子	8丁目全域	吉野 和弘	
	緑ヶ丘二丁目7 ^ハ -11～3, 9号棟	中村 京子	深大寺南町	1・2丁目全域	富澤 重信
緑ヶ丘二丁目7 ^ハ -13～15号棟	夏井 住光	3丁目1～16		富澤 重信	
野水	全域	市川 浩子(代行) 東窪 恵理(代行)		3丁目17	張 一枝
	西町	全域		市川 浩子(代行) 東窪 恵理(代行)	4・5丁目全域
若葉町		1丁目1～22	佐々木 了宣	八雲台	1丁目1～44
	1丁目23以降	新井 厚子	1丁目45以降		野崎 猛
	2丁目1～9	小島 攝子	2丁目全域		野崎 猛
	2丁目10以降	藤井 みゆき			
	3丁目全域	小島 攝子			

＜市役所及びその他の関係機関一覧＞

調布市役所 **小島町2-35-1** **☎ 481-7111 (代表)**

高齢者支援室		
(高齢福祉担当)	計 画 係	☎481-7149
	在宅サービス係	☎481-7150
	地域包括ケア推進係	☎481-7150
(介護保険担当)	介護給付係	☎481-7321
	介護認定係	☎481-7016
	介護保険料係	☎481-7504
保険年金課	給 付 係	☎481-7053
	後期高齢者医療係	☎481-7148
障害福祉課	相 談 係	☎481-7094
生活福祉課	生 活 福 祉 係	☎481-7097
福祉総務課	地 域 福 祉 係	☎481-7102
市民税課	市 民 税 係	☎481-7194
健康推進課	小島町2-33-1	☎441-6100
資源循環推進課	野水2-1-1	
	資 源 循 環 係	☎042-306-8200
	企 画 係	☎042-306-8781

サービス提供機関

調布市社会福祉協議会	総合福祉センター内	☎481-7693
市民活動支援センター	国領町2-5-15 あくろす内	☎443-1220
調布市シルバー人材センター	小島町3-87-4	☎487-9375
調布ゆうあい福祉公社	国領町3-8-1	☎481-7711

高齢者在宅サービスセンター

ちょうふの里高齢者在宅サービスセンター	西町290-5	☎441-6651
国領高齢者在宅サービスセンター	国領町3-8-1	☎481-7711
高齢者在宅サービスセンター調布八雲苑	八雲台1-5-5	☎484-8551
総合福祉センター	小島町2-47-1	☎481-7693

地域包括支援センター

はなみずき	深大寺北町4-17-7	☎4 4 1-5 7 6 3
ちょうふの里	西町290-5	☎4 4 1-6 6 5 5
ちょうふの里サ ^ブ センター	上石原2-11-3 1階	☎4 4 4-5 1 5 1
ちょうふ花園	小島町2-45-22 1階	☎4 8 4-2 2 8 5
至誠しばさき	柴崎1-6-8 鴨志田荘2-1階	☎4 8 8-1 3 0 0
ときわぎ国領	国領町7-32-2-101	☎0 5 0-5 5 4 0-0 8 6 0
ゆうあい	国領町3-8-15	
	くすのきアパート5-109	☎4 8 1-4 9 7 3
ゆうあいサ ^ブ センター	八雲台1-22-1 1階	☎4 8 4-8 0 1 1
つつじヶ丘	東つつじヶ丘1-5-2	☎0 3-5 3 1 5-5 4 0 0
仙 川	若葉町2-22-2 1階	☎0 3-5 3 1 4-0 0 3 0

特別養護老人ホーム

調布八雲苑	八雲台1-5-5	☎4 8 4-8 5 5 1
ちょうふの里	西町290-5	☎4 4 1-6 6 5 4
爽 爽 荘	飛田給3-37-1	☎4 8 0-3 0 1 1
ちょうふ花園	下石原3-44-1	☎4 8 4-2 0 0 2
ときわぎ国領	国領町8-2-65	☎0 3-5 4 3 8-1 2 2 1
かしわ園	国領町8-4-6	☎4 8 5-2 0 0 2
らくえん深大寺	佐須町1-26-1	☎4 4 3-1 2 9 4
仙川くぬぎ園	入間町2-28-33	☎0 3-5 7 8 7-7 6 6 8

小規模特別養護老人ホーム

神代の杜	深大寺北町3-31-1	☎4 9 0-1 2 0 0
------	-------------	----------------

介護老人保健施設

フロリアル調布	下石原3-45-1	☎4 8 4-2 6 2 7
グリーンガーデン青樹	上石原3-33-17	☎4 8 3-1 0 5 0
花 水 木	深大寺北町4-17-7	☎4 4 1-1 2 2 1
い な ほ	染地2-34-21	☎4 4 3-0 5 0 2

有料老人ホーム

サン・ラポール調布	国領町8-9-3	☎03-3488-5411
サンシティ調布	緑ヶ丘2-14-1	☎03-5969-0505
メディカルホームくらら調布	下石原1-30-3	☎442-4165
グッドタイムホーム・調布	小島町2-3-6	☎490-9006
そんぽの家 調布多摩川	多摩川3-17-1	☎440-2101
グランダ調布	富士見町2-14-2	☎443-3021
ベストライフ調布	東つつじヶ丘3-24-4	☎03-5315-5775
グッドタイムリビング調布	布田4-15-3	☎440-2560
まどか深大寺	深大寺元町1-12-2	☎440-0071
グランダ深大寺	佐須町2-30-3	☎490-7021
イリーゼ調布	多摩川1-13-1	☎443-0461
チャームスイート調布	小島町1-14-3	☎490-0721
調布ガーデン	染地2-8-3 2階 - 4階	☎452-8005
SOMPOケア ラヴィーレ調布	上石原1-8-8	☎485-6541
SOMPOケア ラヴィーレ仙川	仙川町3-2-9	☎03-3305-1165
サニーライフ調布	多摩川3-54-1	☎441-0036
デンマークINN深大寺	深大寺東町8-14-2	☎426-2222
福寿ちょうふ深大寺 本館	深大寺東町7-3-1	☎498-3131
フローレンスケア調布	小島町1-16-3	☎444-5222
福寿ちょうふ深大寺 新館	深大寺東町7-3-49	☎498-3131
創造住宅	西つつじヶ丘2-2-3	☎03-5314-0444
医心館 仙川	仙川町1-30-1	☎03-6279-6056
CLASWELL仙川	若葉町2-14-1	☎03-6909-1535
福寿ちょうふ富士見町	富士見町1-6-13	☎442-4087

サービス付き高齢者向け住宅

そんぽの家S調布	多摩川3-17-2	☎490-5051
そんぽの家S国領	国領町6-12-11	☎440-1850
マイライフ深大寺	深大寺南町5-46-4	☎459-8709
ウエリスオリーブ成城学園前	入間町2-28-36	☎03-6411-3230
ウエリスオリーブ成城学園前ケアレジデンス	入間町2-28-36	☎03-6411-3230
やすらぎの街アルメリア成城北	入間町3-10-12	☎444-5005
デンマークINNつつじヶ丘	東つつじヶ丘2-36-1	☎03-5384-7881

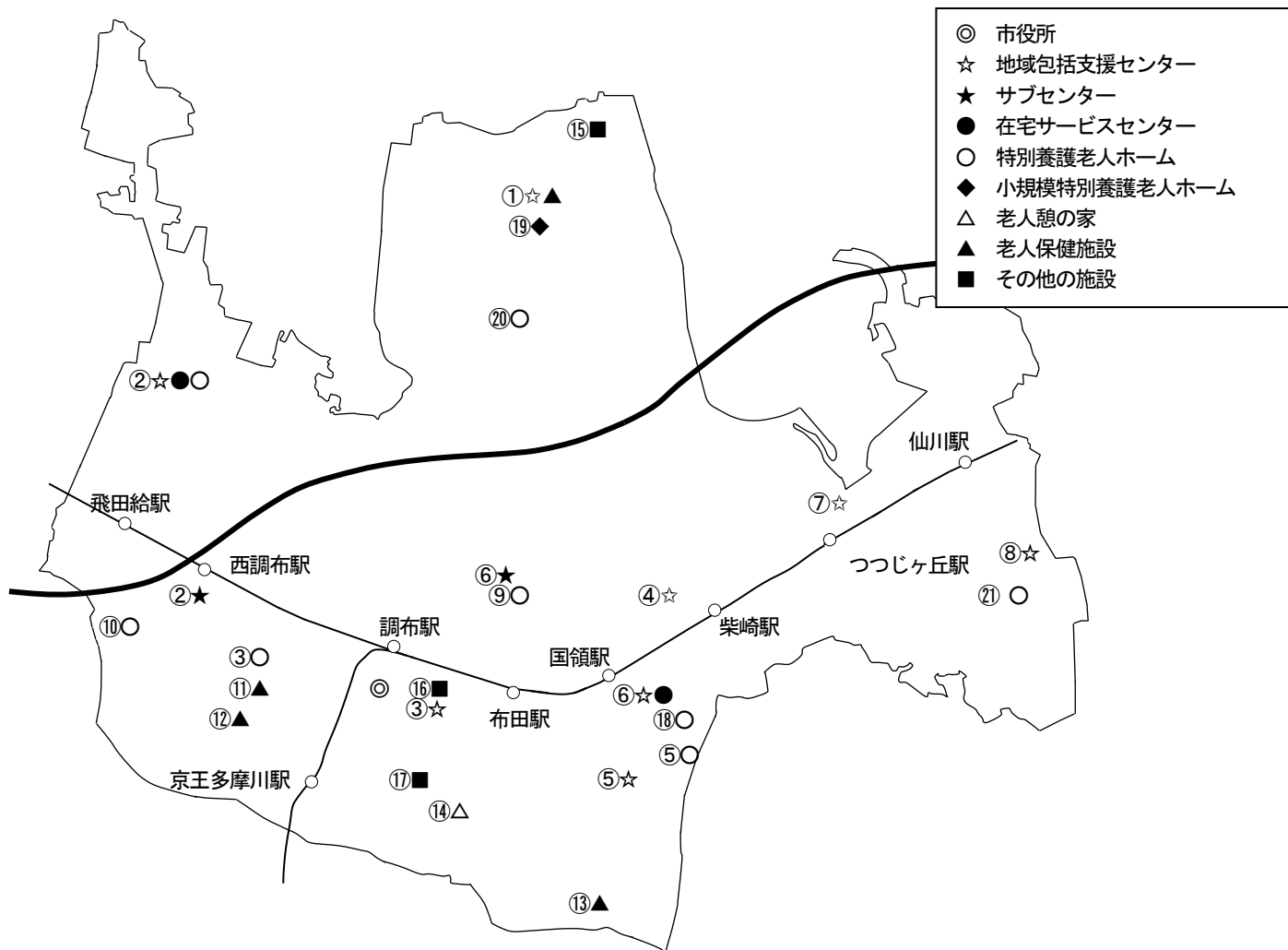
近隣の主な病院

北多摩病院	調布ヶ丘4-1-1	☎486-8111
多摩川病院	国領町5-31-1	☎483-4114
調布病院	下石原3-45-1	☎484-2626
調布東山病院	小島町2-32-17	☎481-5511
榊原記念病院	府中市朝日町3-16-1	☎042-314-3111
杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2	☎0422-47-5511
慈恵医大附属第三病院	狛江市和泉本町4-11-1	☎03-3480-1151
至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5-19-1	☎03-3300-0366
都立多摩総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	☎042-323-5111
武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-26-1	☎0422-32-3111

その他の機関

調布市医師会	小島町3-68-9	☎483-8648
調布市歯科医師会	布田4-2-1 7F	☎485-4892
多摩府中保健所	府中市宮西町1-26-1	☎042-362-2334
武蔵府中税務署	府中市本町4-2	☎042-362-4711
府中年金事務所	府中市府中町2-12-2	☎042-361-1011
ハローワーク府中	府中市美好町1-3-1	☎042-336-8609

調布市内の福祉関連施設分布図(介護保険サービス機関を除く)



- ① はなみずき[花木]
(地域包括支援センター, 老人保健施設)
- ② ちょうふの里
(地域包括支援センター・サブセンター,
在宅サービスセンター, 特別養護老人ホーム)
- ③ ちょうふ花園
(地域包括支援センター, 特別養護老人ホーム)
- ④ 至誠しばさき (地域包括支援センター)
- ⑤ ときわぎ国領
(地域包括支援センター, 特別養護老人ホーム)
- ⑥ ゆうあい
(地域包括支援センター・サブセンター,
在宅サービスセンター)
- ⑦ つつじヶ丘 (地域包括支援センター)
- ⑧ 仙川 (地域包括支援センター)
- ⑨ 調布八雲苑 (特別養護老人ホーム)

- ⑩ 爽爽荘 (特別養護老人ホーム)
- ⑪ フロリール調布 (老人保健施設)
- ⑫ グリーングーデン青樹 (老人保健施設)
- ⑬ いなほ (老人保健施設)
- ⑭ 布田老人憩の家
- ⑮ ふじみ交流プラザ
- ⑯ 総合福祉センター
- ⑰ シルバー人材センター
- ⑱ かしわ園 (特別養護老人ホーム)
- ⑲ 神代の杜 (小規模特別養護老人ホーム)
- ⑳ らくえん深大寺 (特別養護老人ホーム)
- ㉑ 仙川くぬぎ園 (特別養護老人ホーム)

**介護保険の認定結果が非該当(自立)の方や
要介護認定を受けていない方が利用できる一般施策サービス一覧**

サービス名	対象者	利用料金	内容等	利用料免除
配食サービス(P,41)	65歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯等で心身の状況から炊事や買物が困難な方	1食 500円	昼食・夕食をお届けし、安否の確認を行います。状況により配食数は異なります。	—
緊急通報システム(P,51)	次のいずれかに該当される方 ①75歳以上のひとり暮らしの方 ②65歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯で、心疾患等のため、日常生活を営むうえで常時注意を要する方(日中高齢者のみとなる世帯の方も相談に応じます)	無料	緊急時にペンダント型の無線発報器の緊急ボタンを押すことにより、救急車による援助を得ることができます。 ※電気・電話料金は、ご負担いただきます。	—
人感センサー安否通報システム(P,52)	市の緊急通報システム(P. 51)を利用しているひとり暮らしの方	無料	自宅室内に人の動きを感知するセンサーを設置し、12時間以上室内での人の動きが感知されない場合に異常事態として検知し、安否確認を行います。 ※電気・電話料金は、ご負担いただきます。	—
認知症徘徊高齢者探知システム(P,52)	認知症の診断があり、徘徊の症状が顕著に見られる65歳以上の方と同居又は近隣に居住し介護されている方	無料	徘徊のある方に探知機を所持させて、徘徊者の位置を特定します。	—
おむつ代の助成(P,53)	65歳以上で入院中におむつを使用している方(介護療養型病床等介護保険施設入所者及び生活保護受給世帯を除く)	—	月額10,000円を限度として助成します。※請求手続き前に必ず、新規申請が必要です。既に入院中の方は申請月から1か月前までさかのぼれます。	—
日常生活用具の給付(P,57)	65歳以上で日常生活用具の給付により利便が図られる方	1割 (T字杖を除く)	シルバーカー(金額の上限あり) 腰掛便座・スロープ・入浴補助用具・歩行支援用具(非該当認定の方) T字杖(無料)	生活保護・市民税非課税世帯等に属する方
特殊寝台のレンタル(P,57)	65歳以上で介護保険法に基づく特殊寝台の給付を受けることができない方のうち、特殊寝台の利用が必要と認められる方	月700円	特殊寝台を貸与します。	—
中等度難聴者補聴器購入費助成(P,59)	次のすべてに該当する方 ①18歳以上②18～64歳:非課税世帯 65歳以上:非課税③聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない④聴力が両耳とも40dB以上70dB未満⑤過去5年間に本助成を受けていない	—	(公財)テクノイド協会が認定する補聴器専門店で購入する補聴器本体に対し、上限40,000円を助成	—
特殊詐欺撃退「自動通話録音機」(P,60)	市内の65歳以上が居住する世帯(1世帯につき1台)	無料	振り込め詐欺などの犯人からの電話を受けない対策として、設置電話機の呼び出し音が鳴る前に、自動で警告メッセージを流します。 ※電気料金はご負担いただきます。	—
住宅改修費の助成(P,63)	※この制度の利用をご検討の方は、必ず、事前に各地区の包括支援センターへご相談ください。 住宅改修をしなければ、在宅生活が著しく困難だと認められ、住宅の改修により、在宅生活を維持することができる65歳以上の方	1割 (限度額あり)	○予防的改修 手すりの取り付け、段差の解消等、介護保険制度の住宅改修と同一の内容で改修の際の費用を助成します。 ○設備改修 浴槽の取替え、流し・洗面台の取替え	生活保護・市民税非課税世帯等に属する方
家具転倒防止器具等取付(P,65)	65歳以上のひとり暮らし及び65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方	無料	タンス、食器棚、本棚等の家具を家屋の柱、壁等に固定します。 (器具と取付け補助材は実費)	—

介護保険の認定結果が要支援1・2, 要介護1～5の方が利用できる一般施策サービス一覧

サービス名	対象者	利用料金	内容等	利用料免除
配食サービス(P,41)	65歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯等で、心身の状況から炊事や買物が困難な方	1食 500円	昼食・夕食をお届けし、安否の確認を行います。状況により配食数は異なります。	—
通所入浴(P,43)	65歳以上の要支援・要介護の認定を受けた方で、介護保険法に基づくサービスにより入浴することが困難な方	1回 500円	各施設に通所(送迎付)して、機械浴槽等を使って入浴します。(週1回を限度)	—
緊急通報システム(P,51)	次のいずれかに該当される方 ①75歳以上のひとり暮らしの方 ②65歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯で、心疾患等のため、日常生活を営むうえで常時注意を要する方(日中高齢者のみとなる世帯の方も相談に応じます)	無料	緊急時にペンダント型の無線発報器の緊急ボタンを押すことにより、救急車による援助を得ることができます。 ※電気・電話料金は、ご負担いただきます。	—
人感センサー安否通報システム(P,52)	市の緊急通報システム(P, 51)を利用しているひとり暮らしの方	無料	自宅室内に人の動きを感知するセンサーを設置し、12時間以上室内での人の動きが感知されない場合に異常事態として検知し、安否確認を行います。 ※電気・電話料金は、ご負担いただきます。	—
認知症徘徊高齢者探知システム(P,52)	認知症の診断があり、徘徊の症状が顕著に見られる65歳以上の方と同居又は近隣に居住し介護されている方	無料	徘徊のある方に探知機を所持させて、徘徊者の位置を特定します。	—
おむつ代の助成(P,53)	65歳以上で入院中におむつを使用している方(介護療養型病床等介護保険施設入所者及び生活保護受給世帯を除く)	—	月額10,000円を限度として助成します。 ※請求手続き前に必ず、新規申請が必要です。既に入院中の方は申請月から1か月前までさかのぼれます。	—
紙おむつの給付(P,54)	介護保険の要介護3以上の認定を受けた方のうち、常時おむつを使用している方、または要支援2から要介護2までの認定を受けた方のうち、疾病等により常時失禁状態にある方(意見書が必要)	無料	紙おむつは、白十字・クレシアの組み合わせ表の中からお選びください。※申請(意見書が必要な場合は、意見書受理後)の翌月から給付を開始します。	—
日常生活用具の給付(P,57)	65歳以上で日常生活用具の給付により利便が図られる方	1割 (T字杖を除く)	シルバーカー、防水シート(金額や枚数の上限あり) T字杖(無料)	生活保護・市民税非課税世帯等に属する方
特殊寝台のレンタル(P,57)	65歳以上で介護保険法に基づく特殊寝台の給付を受けることができない方のうち、特殊寝台の利用が必要と認められる方	月700円	特殊寝台を貸与します。	—
寝具乾燥・丸洗い、水洗い(P,58)	65歳以上の寝たきり又はそれに準ずる状態で「要介護3」以上の認定を受けた方	無料	月1回の寝具の乾燥と年1回の寝具の丸洗いかしくは水洗いをを行います。	—
中等度難聴者補聴器購入費助成(P,59)	次のすべてに該当する方 ①18歳以上②18～64歳：非課税世帯 65歳以上：非課税③聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない④聴力が両耳とも40dB以上70dB未満⑤過去5年間に本助成を受けていない	—	(公財)テクノエイド協会が認定する補聴器専門店で購入する補聴器本体に対し、上限40,000円を助成	—
特殊詐欺撃退「自動通話録音機」(P,60)	市内の65歳以上が居住する世帯(1世帯につき1台)	無料	振り込め詐欺などの犯人からの電話を受けない対策として、設置電話機の呼び出し音が鳴る前に、自動で警告メッセージを流します。 ※電気料金はご負担いただきます。	—
住宅改修費の助成(P,63)	※この制度の利用をご検討の方は、必ず、事前に各地区の包括支援センターへご相談ください。 住宅改修をしなければ、在宅生活が著しく困難だと認められ、住宅の改修により、在宅生活を維持することができる65歳以上の方	1割	設備改修の費用を助成します。 浴槽の取替え 流し、洗面台の取替え 便器の洋式化	生活保護・市民税非課税世帯等に属する方
家具転倒防止器具等取付(P,65)	65歳以上のひとり暮らし及び65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方	無料	タンス、食器棚、本棚等の家具を家屋の柱、壁等に固定します。(器具と取付け補助材は実費)	—

索引（あいうえお順）

	事業名	ページ
あ	あんしん未来支援事業	76
	おむつ代の助成	53
	おむつ袋の交付	61
か	介護予防事業	44
	各種がん検診等	19
	家具転倒防止器具等取付事業	65
	紙おむつ組み合わせ表	55
	紙おむつの給付	54
	救急医療情報キットの給付	58
	緊急通報システム	51
	車椅子の貸出し(社会福祉協議会)	59
	車椅子福祉タクシー	49
	敬老金	30
	公園の清掃等協力者に対する支援	29
	高齢者安心電話	12
	高齢者医療	16
	高齢者会食(社会福祉協議会)	43
	高齢者住宅(シルバーピア)	66
	高齢者職業相談	12
	高齢者訪問理美容サービス	47
	高齢者向け優良賃貸住宅(UR都市再生機構)	65
	ごみ袋の交付	61
	さ	最長寿者訪問
10の筋力トレーニング		46
市営住宅		67
シニアクラブへの加入		25
シニアクラブ名簿		26
市民活動(ボランティア・NPO活動)		24
社会福祉協議会(社協)		9, 74
市役所及びその他の関係機関一覧		89
若年性認知症総合支援センター		10
住宅改修費の助成		63
趣味のサークル・生涯学習活動		27
小地域交流事業(社会福祉協議会)		75
消費生活センター		8
ショートステイ送迎費助成		48
食事サービス(ゆうあい福祉公社)		72

事業名

ページ

さ

シルバー人材センター	71
シルバー登録カード	28
シルバーパス	31
人感センサー安否通報システム	52
寝具乾燥・丸洗い、水洗い	58
住まいぬくもり相談室	67
生活支援コーディネーター事業「ちょこっとさん」(ゆうあい福祉公社)	73
生活福祉資金貸付(社会福祉協議会)	69
成年後見制度に関する窓口相談(利用者サポート相談)	8
総合体育館・調和小学校プール使用料の減額	28
総合福祉センター	33
その他の各種相談窓口	12

た

T字杖の給付	57
地域支え合い推進員(社会福祉協議会)	13
地域福祉権利擁護事業(社会福祉協議会)	75
地域福祉コーディネーター(CSW)(社会福祉協議会)	13
地域福祉センター	37
地域包括支援センター	2
中等度難聴者補聴器購入費助成	59
ちょうふ在宅医療相談室	9
調布市内の福祉関連施設分布図	93
調布市の相談窓口	1
調布市役所	1
通所入浴	43
東京消防庁テレホンサービス「救急相談センター」	10
医療情報ネット(ナビイ)	10
東京都福祉保健局「患者の声相談窓口」	10
東京民間救急コールセンター	84
都営住宅・シルバーピア(高齢者集合住宅)	66
特殊詐欺撃退「自動通話録音機」無料貸出	60
特殊寝台のレンタル	57
特定健診及び後期高齢者健診	18
図書館資料の宅配サービス	29

な

日常生活用具の給付	57
入浴券の交付	21
認知症てれほん相談	12
認知症徘徊高齢者探知システム	52

事業名

ページ

は

配食サービス	41
バリアフリー適応住宅改修補助	64
ひだまりサロン	77
福祉有償運送	85
ふじみ交流プラザ	36
不動産担保型生活資金(社会福祉協議会)	69
ふれあい給食	42
ふれあい収集	62
訪問歯科診療	20
ホームヘルプサービス(ゆうあい福祉公社)	72
ほのぼの電話訪問(社会福祉協議会)	41
ボランティア袋の交付	29

ま

見守りネットワーク「みまもっと」	14
民生児童委員(社会福祉委員)名簿	86
もの忘れ予防検診	23

や

ゆうあい福祉公社	72
友愛訪問員の派遣(社会福祉協議会)	47
要介護認定を受けていない方が利用できる一般施策サービス一覧	95
養護老人ホーム	68
要支援1・2, 要介護1～5の方が利用できる一般施策サービス一覧	96
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	70

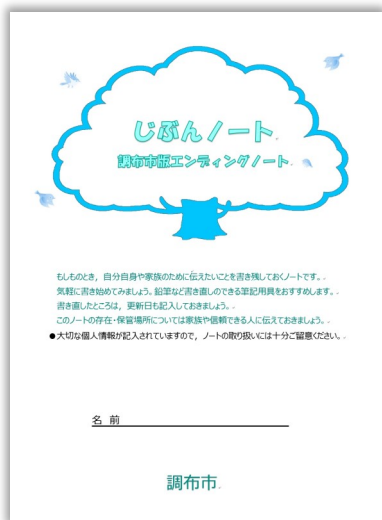
ら・わ

老人憩の家	35
ワンコイン入浴券の交付	22

お役立ち情報誌等のご案内

『じぶんノート』

調布市版のエンディングノートを発行しました。もしものとき、自分自身や家族のために伝えたいことを書き残しておくノートです。気軽に書き始めてみませんか？



詳細は、
調布市ホームページで
「じぶんノート」と検索



『ちょうふ在宅医療ガイドブック』

～住み慣れた調布市で
いつまでも暮らすために～
いつまでも住み慣れた自宅などで暮らしたいという方や家族の方に向けて、在宅医療の仕組みや相談先についてまとめた冊子です。退院に向けての準備、在宅医療を検討する際にご活用下さい。



詳細は、
調布市ホームページで
「ちょうふ在宅医療
ガイドブック」と検索



『認知症ガイドブック』

～調布市で安心して暮らすために～

この冊子は、認知症の症状や、状態に応じて利用できるサービスなどをあらかじめ知っておくことで、認知症の早期診断・早期対応につなげ、そのことにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを目指して作成しています。



詳細は、
調布市ホームページで
「認知症ガイドブック」と検索



市役所2階 高齢者支援室高齢福祉担当
窓口、地域包括支援センターにて配布中

郵便等による 不在者投票について

身体が不自由なため投票所へ行けない方のために、郵便等による不在者投票（在宅投票）ができる制度があります。

この制度で投票するためには、あらかじめ「郵便等投票証明書」（7年間有効、但し、介護保険法による要介護者に係る有効期間は、要介護認定の有効期間の末日）の交付を受けておくことが必要となります。

「郵便等投票証明書」の交付を受けられるのは、下記に該当する方となります。

☆ 身体障害者手帳をお持ちの方で

- 1 両下肢，体幹，移動機能の障害の程度が1級若しくは2級の方
- 2 心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう，直腸，小腸の障害の程度が1級若しくは3級の方
- 3 免疫若しくは肝臓の障害の程度が1級から3級

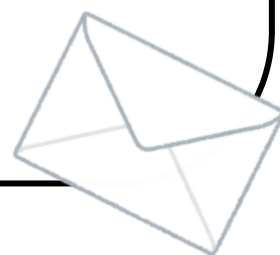
☆ 戦傷病者手帳をお持ちの方で

- 1 両下肢，体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までの方
- 2 心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう，直腸，小腸若しくは肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症までの方

ただし、複数の障害のため、併せて上位等級に認定されている場合は、単一の障害で該当することが必要です。

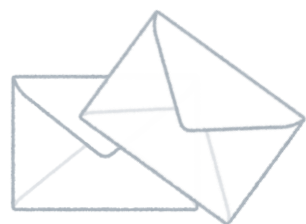
☆ 介護保険の被保険者証をお持ちの方で

要介護状態区分が要介護5の方



◎ 「郵便等投票証明書」の交付申請方法

- 1 「郵便等投票証明書交付申請書」に必要事項を記入（氏名は、必ず申請者本人が自分で書いてください。）のうえ、**身体障害者手帳**、**戦傷病者手帳**、**介護保険の被保険者証**を添付してください。郵便により申請（代理人が直接持参しても結構です。）してください。
- 2 「郵便等投票証明書」が交付された方には、その後執行される選挙の都度、選挙管理委員会から投票用紙等の請求書を送付いたしますので、必要事項を記入のうえ、**「郵便等投票証明書」を添付して**請求してください。



◎ 「代理記載制度」について

郵便等投票ができる方のうち、次の要件に該当し、自ら投票用紙の記載をすることができない方は、あらかじめ調布市選挙管理委員会に届け出た方（選挙権がある方に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

代理記載制度を利用するためには、あらかじめ郵便等投票証明書の交付申請（署名不要）と代理記載人の届出が必要です。

- 1 身体障害者手帳をお持ちの方
上肢、視覚の障害の程度が1級
- 2 戦傷病者手帳をお持ちの方
上肢、視覚の障害の程度が特別項症から第2項症



《問合せ先》 調布市選挙管理委員会
〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1
電話 042-481-7381

特殊詐欺犯人

からのアポ電を

受けない！ために！



特殊詐欺撃退！

自動通話

録音機

を

無料

年齢制限なし！

簡単設置！

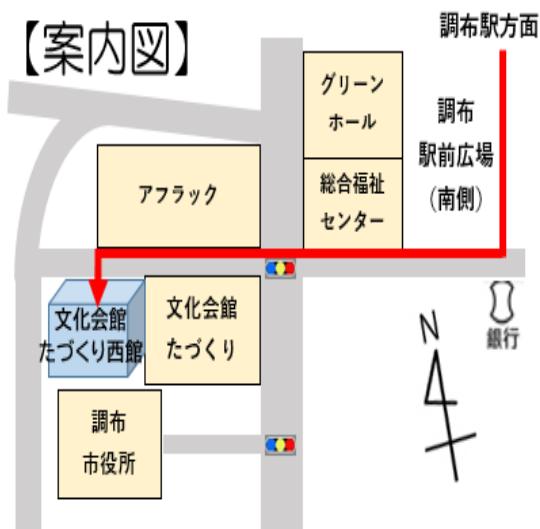
調布市総合防災安全課にて貸出中！



インターフォンステッカー

総合防災安全課窓口で無料配布中！

【案内図】



防犯対策の1つとして
ステッカーを**無料**で配布
(先着3万枚)しています

※自治会等団体単位で希望の
場合は、事前連絡願います

※市職員がステッカーを貼りに
訪問することはありません



問い合わせ先

文化会館たづくり西館 3階

調布市総合防災安全課 042-481-7547

特殊詐欺被害防止の取組み

～犯人からの電話に出ないために～

対策①

相手の電話番号が電話機等のディスプレイに表示される！

ナンバー・ディスプレイが無料！

非通知の電話に電話番号を通知するようガイダンスで応答！

ナンバーリクエストが無料！

両方とも申し込むことで、黒電話などディスプレイがない電話機でも非通知の電話に電話番号を通知するようガイダンスで応答することができます！



WEB申込でも出来ます♪

70歳以上または70歳以上の方と同居の契約者の方が対象です。

- ※ 適用にはお申し出が必要です。(すでにご利用中の場合も同様)
- ※ ご家族も代理で申し込み手続きが可能です。

お申込み・お問合せ先

NTT東日本
特殊詐欺対策ダイヤル

0120-722-455

午前9時～午後5時

(土・日、年末年始12/29～1/3を除きます)



対策②

国際電話番号による特殊詐欺が急増中！

海外との電話が不要な方は、

発着信を無償で休止できます!!

お申込み・お問合せ先

国際電話不取扱受付センター

0120-210-364

オペータ案内：午前9時～午後5時

自動音声案内：平日、土日祝24時間

- ※ 固定電話・ひかり電話が対象です。

NTT東日本
特殊詐欺対策ダイヤルも
国際電話不取扱
受付センターも
通話料金は**無料**です!!



無料防犯アプリデジポリスに 国際電話番号をブロックする 新機能を搭載!

※本機能は通信キャリアや端末により利用できない場合があります。

STOP 詐欺被害

警視庁防犯アプリ
デジポリス



国際電話番号から携帯電話にかかってくるサギ電話が増加!
警察を名乗り、ウソの事件にかかわっていると不安をあおって、
SNSやビデオ通話に誘導し、お金を振り込むように要求します。

「サギ電話に出ないこと」が一番の対策

サギ電話をブロックする有効なツールが
警視庁防犯アプリ **デジポリス**



「機能を有効にするには事前設定が必要です」



- 1 まずは**デジポリス**をインストール!
- 2 アプリを起動して、左の図のアイコンを**タップ!**
- 3 ガイダンスに従い設定。
※iOSとAndroidではガイダンス・設定画面が異なります。
- 4 「**オン**」になったら**設定完了!**



国際電話番号や警察が
把握した犯行利用電話
番号をブロックします!

アプリのインストールはこちらから!



iOS版



Android版

iOSとAndroidでは仕様によりブロック機能に差異があります。詳しくはデジポリス内のガイダンス・設定画面をご確認後にご使用ください!

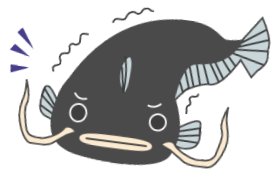


街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちょう

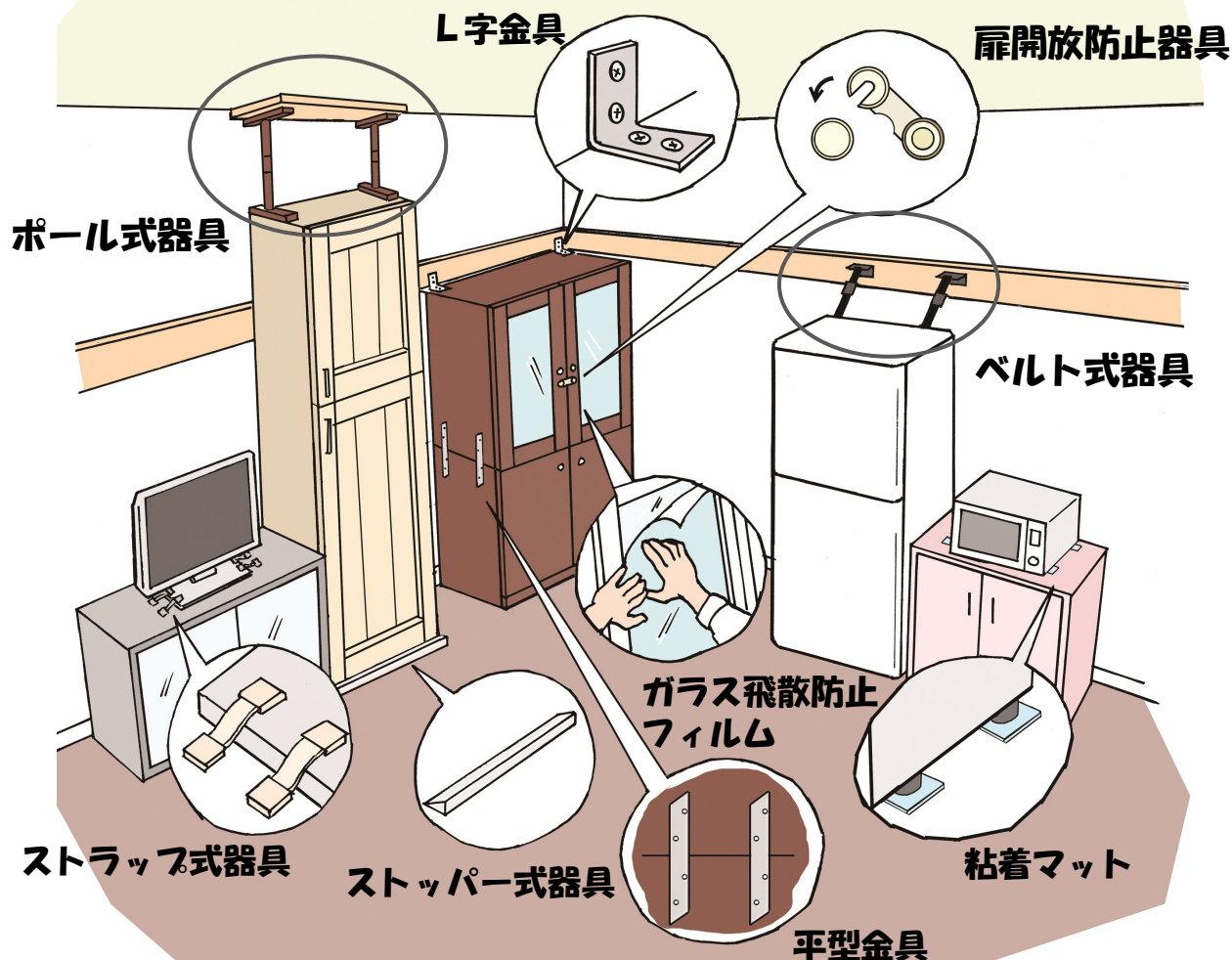


地震から命を守る



か ぐ てん 家具転対策

家具転対策とは…「**家具**類の**転**倒・落下・移動防止対策」の略です。
平成30年6月に発生した大阪北部を震源とする地震では、家具の下敷などにより、死者や多くの負傷者が発生しています。



～家具転対策には他にもこんな方法があります～

家具転対策はネジによる固定が最も効果がありますが、家具を置く向きを変えるなど、家具や壁に傷をつけずに行う方法もあります。
さらに詳しく知りたい方は、お気軽にお問合せください。

家具転対策をしていないと起こる 3つの危険

ケガ

たとえば…

倒れた家具の下敷きになったり、落ちてきた物に当たりケガをする



火災

たとえば…

本棚が倒れ、落ちた本が電気ストーブに触れて火災になる



避難 できない

たとえば…

出入口近くにある家具が倒れ、ドアが開かず避難できない



～家具転対策について多く寄せられる質問～

器具はどこで買えるの？

価格は器具の種類により異なりますが、安いもので数百円から、高いもので数千円程度です。家具販売店やホームセンターをはじめ、百貨店の防災用品コーナーなどで販売しています。

また、調布市総合防災安全課（TEL042-481-7347）では防災用品として器具のあっせんを行っています。

器具は取り付けしてもらえるの？（P.65参照）

調布市では65歳以上の方のみで構成されている世帯の方を対象に、家具転防止器具の取り付けを無料で行っています。（器具等の購入費は利用者負担）

申請は調布市高齢者支援室高齢福祉担当（TEL042-481-7150）や地域包括支援センターで行うことができます。

また、申請に伴い、新たに家具転防止器具を購入（防災安全課の防災用品のあっせんを含む）される方は、器具の種類によっては取り付けができないものがありますので、器具の購入前に取り付けができるかを事前にご確認ください。

そのほか、工務店などで取り付けしてくれるところがありますのでお近くの工務店などにご確認ください。

▶▶ 市や消防署では訪問販売はしていません。市や消防署の名をかたった訪問販売にご注意ください。

問合せ先 東京消防庁 調布消防署 防災安全係

TEL 042-486-0119

第1号様式（第3関係）

作成年月日	年 月 日
-------	-------

医療情報等記入用紙

（保管上の注意）

キットの利用に際し、善良な管理のもとにキットを使用し、医療情報等記入用紙の記載内容の更新に努め、各ステッカーを所定の位置に貼付してください。

申請者 (対象者)	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名 (性別)	男 女		
	住所			
	電話番号		血液型	・ _____ 型 ・ 分からない

同居する親族の氏名	続柄	電話番号(携帯電話又は職場の電話等)
		(自宅・携帯・職場)

緊急連絡先の氏名	続柄	電話番号	住所

かかりつけの 医療機関名	①	②
科目・担当医		
所在地		
電話番号		
かかっている 病気の名前		
処方されている 薬の名前		

救急隊員への連絡事項（アレルギーなど）

同意欄	<p>私は、救急救命活動を行う目的のために、東京消防庁の救急隊がこの用紙と保管容器を冷蔵庫内から持ち出すことと、東京消防庁の救急隊又は搬送先の医療機関がこの用紙に記載されている個人情報を活用することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ ㊞</p>
-----	---

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

身体情報	平常時の移動状況	<input type="checkbox"/> 自立 () <input type="checkbox"/> 介助 ()
	配慮が必要な事項 (具体的に使用している もの、症状等)	<input type="checkbox"/> 目が見えない () <input type="checkbox"/> 耳が聞こえない () <input type="checkbox"/> 話すことができない () <input type="checkbox"/> 意思伝達が難しい () <input type="checkbox"/> その他 ()

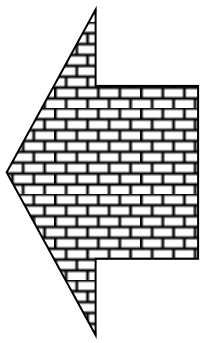
支援者	指定居宅介護支援事業所 又は 地域包括支援センター	
	担当者 (ケアマネジャー)	
	電話番号	

※介護認定を受けている場合のみご記入ください

障害について	障害種類	<input type="checkbox"/> 身体 (障害種別 _____) <input type="checkbox"/> 愛の手帳 <input type="checkbox"/> 精神

延命への希望	救急隊・医療機関の方へ 私は (<input type="checkbox"/> できるだけ救命, 延命をしてほしい <input type="checkbox"/> 苦痛をやわらげる処置なら希望する <input type="checkbox"/> なるべく自然な状態で見守ってほしい (心肺蘇生は希望しない) <input type="checkbox"/> 今は決められない <input type="checkbox"/> その他 (_____)) ことを希望します。
	<p>※ご家族やかかりつけ医とよく話し合いをしてご記入ください。 状況によってはご意向に沿えない場合もあります。</p> 代理意思決定者 氏名 _____ 続柄 _____ 連絡先 _____ 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

同意欄	<p>私は、救急救命活動を行う目的のために、東京消防庁の救急隊がこの用紙と保管容器を冷蔵庫内から持ち出すことと、東京消防庁の救急隊又は搬送先の医療機関がこの用紙に記載されている個人情報を活用することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ ⑩</p>
-----	---

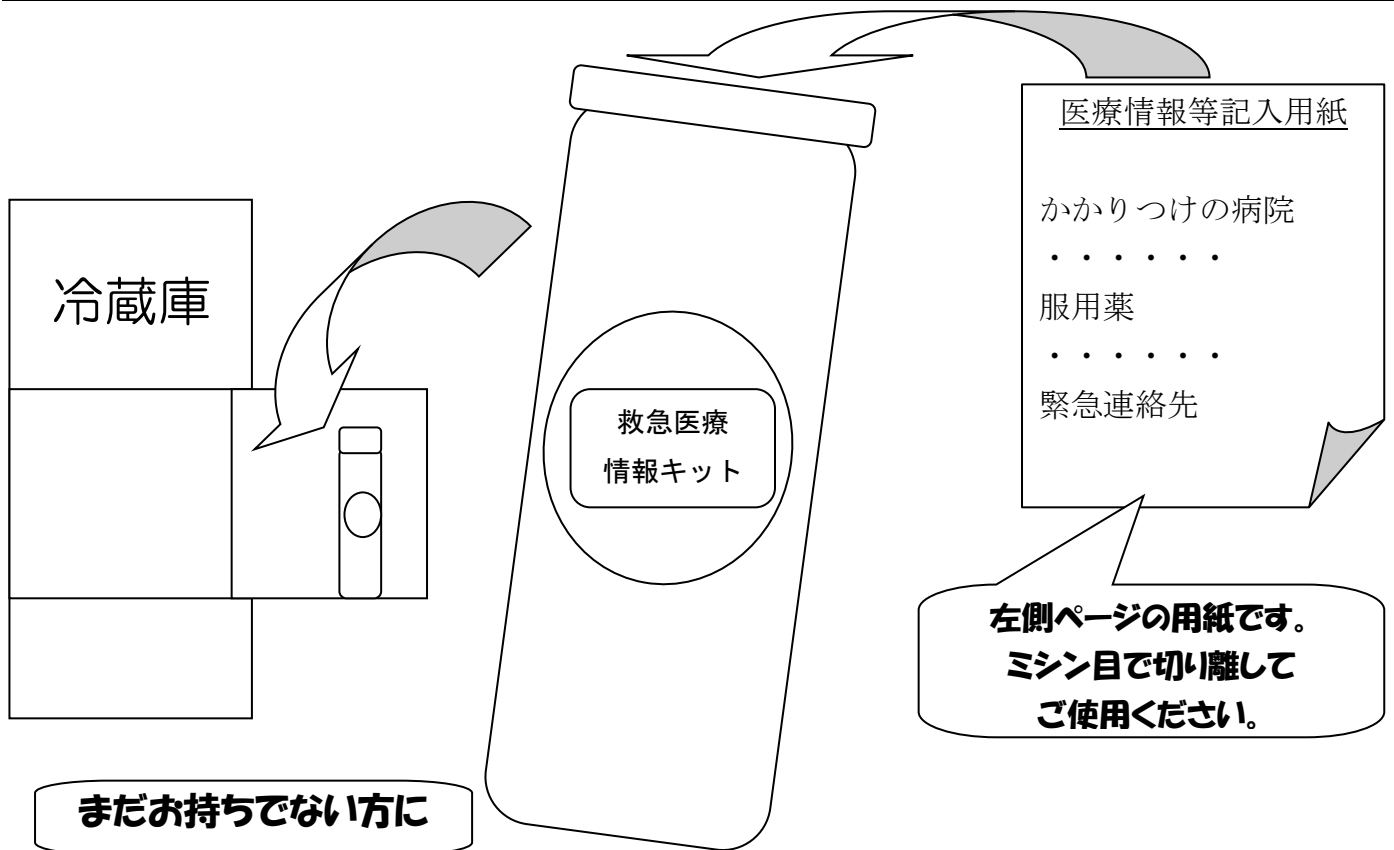


救急医療情報キット

【更新用紙】

救急医療情報キットをすでにお持ちの方で、記入済の「医療情報等記入用紙」の内容を更新する場合は、左側ページの用紙をミシン目に沿って切り離してご記入のうえ、救急医療情報キットに入れてください。

※ 内容の更新についての市役所への届け出は不要です。



まだお持ちでない方に

救急医療情報キットとは・・・

救急時に必要となる医療情報や緊急連絡先等をあらかじめ記入した用紙を、冷蔵庫に保管しておく筒型の容器です。自宅での緊急時に救急隊員がキットの中の情報を確認して、速やかな医療活動につなげます。

65歳以上の在宅の方でキットの給付を希望される方は、市役所2階高齢福祉担当窓口までお越しください。

登録番号 (刊行物番号)

2026-29

令和8年度版　くらしの案内～シルバー編～

令和8年4月発行

発行 調布市福祉健康部高齢者支援室高齢福祉担当

〒182-8511

東京都調布市小島町2丁目35番地1

電話 042(481)7150

FAX 042(481)4288

E-mail kourei@city.chofu.lg.jp

印刷 庁内印刷

※本冊子は、令和8年4月時点の情報を掲載しています。
掲載されている内容は変更になることがありますので、
最新情報は各担当課にご確認ください。

令和8年度版くらしの案内

くシルバ―編く

調布市福祉健康部

高齢者支援室